

令和7年第2回鬼北町議会定例会

令和7年6月5日（木曜日）

○議事日程

令和7年6月5日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長施政方針説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第29号 鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第30号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第31号 宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第10 議案第32号 財産の取得について
- 日程第11 議案第33号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 同意第6号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第7 議案第29号 鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第30号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の一部を改

正する条例について

- 日程第 9 議案第 3 1 号 宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 3 2 号 財産の取得について
- 日程第 1 1 議案第 3 3 号 令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 同意第 6 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 3 議員の派遣について
- 日程第 1 4 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 1 5 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 1 6 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 長 尾 慶 太	2 番 入 田 伸 介
3 番 大 川 正 展	4 番 今 城 喜 久 生
5 番 兵 頭 稔	6 番 中 山 定 則
7 番 末 廣 啓	8 番 井 上 博
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 山 本 博 士	1 2 番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 松 本 幸 男
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 山 本 雄 大
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 東 明 彦

農 林 課 長 奥 藤 幸 利
水 道 課 長 二 宮 洋 之
会 計 管 理 者 稻 屋 浩 明
教 育 課 長 佐々木 健 次
監 査 委 員 田 中 清 志

建 設 課 長 佐 子 司
日 吉 支 所 長 山 本 万 里
教 育 長 行 定 洋 嗣
農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記

○副議長（山本 博士君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和7年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

本日の議会は、私にとりまして、町長3期目就任後、初めての定例会でございます。

これまで2期8年間の間に、西日本豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など厳しい状況もございましたが、その都度、その解決に、また改善に向けて全力で取り組んでまいりました。

先に御理解いただいたその時々議員各位、そして町民の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

3期目となる今後の町政運営につきましても、目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応するとともに、人口減少問題や物価高騰対策、発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策の強化など、信託をいただきました町民の皆様への期待に応えるべく、引き続き全身全霊で取り組む所存であります。

さて、本日の議会では、今年度の施政方針について御説明申し上げますとともに、条例の一部改正2件、規約の変更1件、財産の取得1件、一般会計補正予算1件、同意案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。令和7年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、大川正展議員、4番、今城喜久生議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、町長から、令和6年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和6年度鬼北町水道事業会計建設改良費繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、成川溪谷休養センター施設整備事業、病児保育施設整備事業、吉波地区道路改良事業及びジビエ施設整備事業に係る随時監査、並びに日吉支所の所管に係る定期監査、並びに同法第135条の2第3項の規定により、令和7年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、令和6年度決算に関する書類を配付しております。

なお、決算は、理事会において承認済みのものです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地、それぞれの経営状況を説明する資料として、令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業の計画に関する書類が提出されておりますので配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項について報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

5月28日に、愛媛県町村議会議長会の令和7年度第1回臨時総会が開催され、会長、副会長などの役員が選出、決定されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻お目通しください。

ここで5月27日に、東京都で開催されました、令和7年度町村議会議長・副議長研修会について山本博士副議長から研修報告を受けます。

○副議長（山本博士君）

おはようございます。

それでは、研修会の報告をいたします。

先月5月27日、令和7年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催されました。

はじめに、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX」と題して、内閣府参事官物資支援担当、松本真太郎氏の講演を受けました。

新総合防災情報システムについて説明があり、国と自治体等が一体となった災害対応を一層さらに強化する中で、情報の共有が大切である。また、利用状況は自治体の約3割なので、利用促進をお願いされました。

次に、「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」と題して、明治大学名誉教授、青山侑氏の講演があり、その中で印象的だったのは、仮設住宅を建てる場合は、復興計画も同時に考えなければならないと説明がありました。

次に、「災害と議会・議員の役割」と題して、同志社大学名誉教授、新川達郎氏の講演を受け、防災活動、救援活動への関与、被害状況の把握、情報収集、情報受発信、執行機関の災害対策本部との連絡、執行機関への働きかけ等々、議員の役割は多彩である。

3名の方々の講演を受け、南海地震に備え、国と地方が一丸となって、防災・減災対策の機運を高め、それぞれの議会が、国民の生命、財産を守るための取組を強化しなければならないと実感しました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、3月定例会以降の行動状況を提示しております。

4月22日、国土交通省に要望に行っていました。3月からのJR予土線ダイヤ改正に伴い、北宇和、宇和島に通学する生徒に対して困難を強いられている状況が発生したため、松野町長、松野町議長、当時の程内議長、議会運営委員会正副委員長とともに上京いたしました。

要望先は、国交省、五十嵐鉄道局長、古川国土交通副大臣、高見国土交通大臣政務官、水嶋国土交通審議官の4名であります。

今回のダイヤ改正は、JR側の運転手スタッフ不足により、パターン運転になったものでありますが、高校の授業時間、開始時間、就業時間の変更や、朝の読書時間への対応などが余儀なくされました。

沿線自治体との協議が、俗に言う協議とはなっておらず、一方的な決定であったため、これまでの沿線自治体の予土線活用への取組も紹介し、相互理解の場の提供も訴えたところであります。

鉄道局長は、既に予土線沿線の自治体の状況を把握しておられ、地方沿線での鉄道運用については、沿線自治体との協議は大変重要であるとの認識で、今後、JR側とのその方向で指導・提案するとの御発言をいただいたところであります。

当日は、長谷川淳二衆議院議員、山本順三参議院議員、高知県山崎正恭衆議院議員、高山康人県議に御同席をいただきました。

御参加いただいた程内前議長、前議会運営委員会、福原委員長、松浦委員、赤松委員に御礼申し上げます。

5月14日、東京砂防会館で開催された、命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加いたしました。全国1,700余りの自治体のうち、1,000人近い首長本人が集合し、国土交通省大臣ほか幹部100人を超える国会議員が臨席される中、国道、高速道路、県道、市町村道など、あらゆる道路整備への理解を深め、関係資材高騰の中、

しっかりと予算確保し、国土全体の道路網を維持していく旨、決議されました。

5月22日、県内9町の町長で、村上総務大臣との懇談会に出席をいたしました。総務大臣室において、秘書官4名が在席する中、各自治体から地域課題の解決に向けた様々な議論がなされました。地域医療の危惧、IT関連経費の増嵩、独居老人家庭の諸問題、交通弱者への支援など、鬼北町からは総務省管轄の自治組織コミュニティ活動の拠点となる集会所新築への要望をしたところでもあります。

現在は、国・県の補助金がなく自治組織の要望が高いこと。各戸数が減っていく中で、今の時期にテコ入れをしないと、ますます自治コミュニティが弱体化してしまう危機感を訴えました。すぐに返答はしていただいただけませんでした。内容の危機感を再認識していただいたところでもあります。今後も国・県に訴えていこうと思っております。

最後の写真は、一昨日、東温市シネマサンシャイン重信で開催されたふるさと映画「鬼ベラシ」先行プレミアム試写会の模様です。当日は、鬼北町から、商工関係者など町民の方々40人ほどが駆けつけられました。芝議長も御自分で申込み、現場を御覧いただきました。会場はほぼ満席でありました。

最後のエンドロールには、御寄附いただいた全ての企業さんが表示されました。改めて、多くの方々の御協力に感謝申し上げます。

今月13日から、重信、今治、新居浜で公開されます。議員各位、そして多くの町民の皆様にぜひ足を運んでいただければ幸いです。

6月の定例会以降におきましては、多忙な中にもじっくり行政施策を検討できる時間を設け、努力してまいりたいと考えております。

以上で簡単ですが、行政報告とさせていただきます。

引き続き、令和6年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付しております資料により、会計管理者が説明申し上げます。

○会計管理者（稲屋浩明君）

それでは、令和6年度予算に係る出納閉鎖を去る5月30日に行いましたので、その概要についてお手元に配付しておりますA3の資料、令和6年度鬼北町出納閉鎖の概要で御報告いたします。

まず一番上の段、Aの欄の一般会計につきましては、歳入歳出とも予算現額100億7,937万9,000円に対しまして、収入済額は91億3,662万5,693円で、予算に対する執行率は90.65%、また、支出済額は89億7,171万7,811円で、執行率は89.01%となり、その結果、一般会計の収支差引繰越額は、

1億6,490万7,882円となっております。

続いて、右端備考の当年度欄を御覧ください。

令和7年度に繰越明許費として、30事業、7億9,381万3,000円を繰り越しております。これらの繰越事業に充当する一般財源は、1億957万9,000円となっております。

なお、事業の内訳につきましては、本日、別途に配付されております繰越計算書で御確認をお願いいたします。

次に、特別会計について御報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、会計別にそれぞれこの表の内訳のとおりとなっております。特別会計5会計の収支差引繰越額の合計は、特別会計の合計Bの欄、収支差引繰越額のとおり、8,219万730円となっております。

以上一般会計と特別会計を合わせますと、Cの欄のとおり、予算現額134億1,210万5,000円に対しまして、収入済額は122億3,165万3,983円で、執行率は91.20%、また、支出済額は119億8,455万5,371円で、執行率は89.36%、収支差引繰越額は2億4,709万8,612円となりました。

次に、基金の額につきましては、下段のその他の欄のとおり、3月31日現在で、22基金合わせて56億5,857万319円を7年度に繰り越しております。

以上、令和6年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、町長施政方針の説明を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

本日ここに令和7年6月議会定例会におきまして、各議案の御審議をお願いするに当たり、これからの町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、議員皆様をはじめ、広く町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

町政運営につきましては、人口減少対策や、いまだ続く物価、エネルギー価格の高騰に対する生活支援、近い将来、発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策の強化など、これまで経験したことのない社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるため、全力で取り組んでまいります。

2 ページを御覧ください。

かいつまんで申し上げますが、新しい議会体制ですので、通常よりは長めに申し上げます。

施策の概要。

(1) 農業の振興について。

まず、農業の振興について、肥料、飼料、燃料等の価格高騰が続くとともに、担い手不足や鳥獣害などの大きな課題もあり、地域農業の現状は非常に厳しい状況となっております。

また、国においては、農水省で大臣が代わり、様々な対策が打ち出されており、減反政策にも触れておられます。中山間地域の鬼北町にどのような影響があるのか、最も注視していかねばならない1つだと考えております。

担い手不足については、農業研修制度や農業就業者支援事業の実施と、一貫した就農支援、中核的役割の認定農家の育成に努めます。

併せて、地域における農業の将来の在り方を定める地域計画に基づき、担い手に対する農地の集約化や集団化等を通じた農地の効率的かつ総合的な利用促進を図ってまいります。

また、鳥獣害対策における新事業の展開については、冷凍運搬車の納入後、令和6年度に沢松地区に整備したジビエ一時保管施設が稼働する予定で、捕獲した有害鳥獣の有効活用を図るとともに、ジビエペットフード加工施設処理施設・減容化施設の運用により、捕獲者の埋設に係る労力の軽減、農作物等の被害軽減に努めてまいります。

(2) 林業の振興について。

大きな課題となっている林業の担い手を確保するため、森林環境譲与税を活用した新規林業就業者の支援と、林業従事者の労働環境の整備や、地域おこし協力隊制度の活用に取り組みます。

間伐等の推進にあっては、森林所有者への意向調査や集積計画等により、森林の経営管理に努めてまいります。また、脱炭素社会の実現を目指した森林資源活用の取組において木材の新たな有効利用を推進するため、関連施設の整備を進めてまいります。

(3) 商工業の振興について。

少子高齢化による社会構造の変化や大型商業施設の出店、インターネットサービスを活用した電子商取引など、購買動向の多様化により、町内商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、今後も継続して、中小企業者等の経営基盤の強化や人材の育成を図っていく必要があります。

中小企業振興資金融資事業や融資に係る利子、保証料の補給事業など、企業活動における資金調達の円滑化、経営基盤の確保・支援に引き続き取り組むとともに、商工会と連携し、地域通貨支援システムの構築、活用を図り、地域商工業の振興と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、創業に向けた相談支援や、起業チャレンジ支援事業の継続など、創業ニーズに対応した起業支援に取り組むほか、ふるさと納税について、返礼品のブラッシュアップによりリピート率の向上を図るとともに、新規返礼品の創出、首都圏における情報発信の強化、ポータルサイトの充実を図り、寄附者の獲得に努めてまいります。

(4) 観光・物産の振興について。

交流の活性化を促進するため、奈良山等妙寺史跡公園、道の駅日吉夢産地、成川溪谷休養センターなどの施設整備に取り組んでまいりましたが、これらの観光施設等を拠点に、地域資源を活用した体験型コンテンツや、着地型観光旅行商品の造成、観光法人等の設立を検討するほか、道の駅広見森の三角ぼうしの大規模改修の準備を進めるなど、地域の魅力を高めるとともに、さらなる観光・物産の推進に努めてまいります。

また、首都圏に滞在する当町関係者による団体組織の育成・支援を図り、首都圏とのつながりを構築し、発信力の強化により、さらなる観光・物産のPR活動に努めるとともに、町認知度の向上、関係交流人口の増加と観光誘客の獲得に取り組んでまいります。

(5) 次に、雇用の創出についてであります。昭和40年代旧広見町においては、農村工業導入として税金を投入し、サンコー電機、真鍋電気、2つの工場を誘致し、200人以上の雇用を確保しました。しかし、オイルショック、円高不況により、工場からの海外輸出が困難になり、10年もたたないうちに工場撤退となり、多くの失業者が発生しました。材料をよそから調達し、完成した製品を海外に輸出する形態は、グローバル社会の進展とともに、大洲、南宇和郡でも同じケースが現れ、人件費の高騰とともに誘致が難しい時代となっております。

このような状況を打破するためには、ITを活用した技術的優位性に特化した工場、あるいは原材料、資材を地元で調達することが可能で、国内外の様々なあつれきに対して地元の有利性、対応能力を駆使して解決する状況を生み出すことが必要であると考えております。

そこで(5)雇用の創出、4行目。

新たな雇用機会の確保と地域産業の振興を図るため、本町の豊かな森林資源の有効

活用による新たな雇用産業の創出に努めるとともに、創業環境の整備・支援に取り組んでまいります。

(6) 女性の活躍推進について。

若い女性が仕事で自己実現し、家庭や子育てにも取り組める体制の社会基盤の整備が求められております。

仕事と家庭生活との両立を実現できるよう、ワークライフバランスへの意識の醸成を図ることが重要であると考えております。特に、町においては、町内企業の模範となるよう、女性職員のキャリア形成や能力開発、職員の意識改革をテーマとした研修等を行うとともに、管理職への女性職員の登用を積極的に行うなど、性別にとらわれず、誰もが活躍しやすい職場づくりに取り組んでまいります。一般論として、町の議会議員にも多くの女性にチャレンジしていただきたいものであります。

2、美しい自然を守り活かし、誰もが訪れたい、帰りたいと感じるふるさとづくりは、将来アンケートにおいて、町内高校生たちが願うまちづくり政策を最も重要視している部分になります。

(1) まず、資源循環型社会の推進についてであります。プラスチックごみの再資源化に向けた回収方法の見直し検討など、関係機関と連携して、ごみ排出量の削減に努めてまいります。

(2) 環境保全の推進について。

えひめA I - 1の普及活動、そして四万十川流域自治体として、観光教育による啓発活動はしっかりと継続してまいります。

(3) グリーンツーリズムの推進について。

現在、町内には、農家民宿やゲストハウス、また地域資源を活用した体験メニューも徐々に増えつつあります。南予地域では「ふるさと南予感動体験」と題した体験型修学旅行の誘致・受入れに向けた取組を進めております。農家民宿等の支援や体験指導者の育成など、さらなる受入れ体制の充実と魅力の向上に努めます。

(4) エネルギー対策の推進についてであります。本町における2050ゼロカーボンの達成と、目指すべき将来ビジョンを示した鬼北町地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギー導入によるエネルギーの地産地消や豊富な森林資源の活用などに取り組み、地域活力の向上に努めてまいります。

3、福祉の充実で安心生活を確保し、誰もが安心して暮らせるふるさとづくりについて。

(1) まず、地域保健・医療体制の充実についてであります。7ページ、持続可

能な地域医療の実現に向け、入院医療だけでなく、外来医療、在宅医療、介護との連携などを含め、外部のコンサルタントによる現状分析と課題の可視化、中長期的ビジョンの策定など、将来に向けた最適な医療の形を検討したいと考えております。

さらに、自殺予防やメンタルヘルス対策の一環として、ゲートキーパー養成講座の実施や、インフルエンザ・おたふくかぜ・風しんなど、町内医療機関における任意の予防接種に係る費用について、あらかじめ補助金を差し引いた金額を窓口での費用負担とする委任払い制度の導入、がん患者補正具等の購入支援事業に抗がん剤治療による脱毛を予防・軽減するための頭皮冷却用品を追加し、事業拡充を図るなど、今後も町民皆様の健康保持・増進に取り組んでまいります。

(2) 子育て支援策の充実について。保育所については、きほくの里保育園、認定こども園さくら、認定こども園ゆずっこの3園体制とし、保育時間の延長、一時預かり等を引き続き実施し、保育サービスの充実化を目指します。また、病児・病後児保育については、令和7年1月から事業を開始したところであり、子どもが病気の際にも安心して預けられる環境を整えてまいります。

8ページ、9行目、さらに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として設置した、こども家庭センターの機能強化に努めるとともに、出産・子育て支援交付金や一般不妊治療の助成に加え、出産世帯応援補助金、拡大新生児スクリーニング検査用助成事業等、妊婦・出産に係る経済的な負担の軽減に努めるとともに、産後ケア事業の宿泊型・日帰り型に訪問型を追加し、利用者のニーズに合わせた支援に取り組んでまいります。

家計に対する財政支援としては、多子世帯の保育料の軽減措置や3歳以上の保育料無料化、高校生までの医療費無料化を引き続き実施し、出生時と小学校入学時、中学校入学時に、一時金を支給するすくすく鬼北っ子応援給付金を引き続き実施します。

また、子育て世代の定住や空き家の活用を推進し、地域の活性化を図るため、子育て世代が特定の地域に居住する場合に支援する保育所遠距離通園支援事業や、子育て世帯特定地域居住支援事業を実施します。

さらに、物価高騰に伴う学校給食の値上げを回避するため、学校給食費の支援額を増やし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 高齢者福祉の充実についてであります。9ページ、6行目、幅広い年齢層に対する認知症サポーター講座、町民・事業者との連携による見守りネットワークの取組を継続するとともに、えひめ認知症希望大使の活動支援や、支援者等を中心とする認知症初期集中支援チームの創設を検討するなど、基盤整備に取り組んでまいりま

す。

また、高齢者等の災害弱者への支援として、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を民間のケアマネジャー等に委託するとともに、自主防災組織や民生委員等と連携し、災害時に安全かつ迅速な避難支援が行えるための体制づくりに取り組んでまいります。

(4) 障がい者福祉の充実についてであります。3行目、障害福祉サービス、自立支援医療や地域生活支援事業の各種給付、交通費助成の拡充などを通じて、障がい者の社会参加支援や就労機会の提供を進めてまいります。

さらに、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう福祉避難所をはじめ、障害福祉サービス事業所や県と連携しながら、災害時福祉支援の体制整備を推進いたします。

(5) 次に、地域福祉の推進についてであります。 (5) の下から6行目、家庭から排出するごみを集積場所まで持ち運ぶことが困難な高齢者、または障がい者について、個別に訪問し、収集運搬を支援し負担の軽減を図るとともに、ホームページや広報誌を活用し、助け合い・支え合いの意識醸成のための情報や、各福祉分野における地域活動・福祉サービス等の情報発信に努めてまいります。

4、整った生活インフラで快適生活を守り、誰もが安心・快適に過ごせるふるさとづくり。

(1) 防災・減災対策について。5行目、町民の防災意識の向上を図るため、広報、回覧、宇和島ケーブルテレビを利用した啓発を強化するとともに、鬼北町地域防災計画の随時見直しや、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進することにより、地域防災体制の確立を図ってまいります。

11ページ、防災行政無線、IP告知放送システム、携帯電話の緊急速報システムを用いた防災情報の提供についても継続して実施するほか、ハード面の整備について、県が実施する砂防事業や急傾斜事業並びに河床掘削事業へのさらなる実施要望を行うとともに、がけ崩れ防災対策工事の早期完成を目指してまいります。

町内の自主防災組織等関係団体に対しましては、講演会や出前講座、図上訓練や避難所運営訓練を実施していただきます。

また、各自主防災組織の地域における災害に対する備えとして、各組織の備蓄品整備や訓練等の強化を図ってまいります。

さらには、消防団については、新たに機能別消防団員制度を導入し、団員確保に取り組み、消防団を含めた町全体における消防力の充実強化を図ってまいります。

(2) 情報基盤の整備・活用について。IP告知放送、インターネット、ケーブルテレビなど、地域生活における通信環境の維持・確保を図るため、計画的な機器の更新に努めてまいります。

(3) 都市計画の推進についてであります。JR近永駅を中心とした総合的・一体的なまちづくりを推進するため、近永駅周辺賑わい創出事業の取組を展開し、町の玄関口でもあるJR近永駅を多機能型交流の場として改修を進めるとともに、中心部としての賑わい創出に努めてまいります。

また、近永アルコール工場跡地の活用について、方向性やその活用方法についての議論を加速するため、関係課室等の委員からなる委員会を設置し、具体的な活用プランの作成に努めてまいります。

(4) 次に、交通環境の充実についてであります。公共交通割引支援事業を継続し、対象者や利用回数の拡大について検討を進めるとともに、タクシー事業者におけるドライバー不足の解消を強力に支援し、地域における移動手段の確保に取り組んでまいります。

また、JR予土線について、愛媛県と予土線沿線市町と連携し、維持存続、利用促進を図るほか、民間路線バスの運行支援や町営バスの運行など、引き続き町民の移動手段である公共交通機関の維持・継続に努めてまいります。

(5) 空き家対策について。効果的な空き家対策を推進するため、鬼北町空き家等対策計画の見直しを図るとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある老朽危険空き家、管理不全空き家については、空き家対策特別措置法に基づき、指導、勧告など、必要な措置を講じるほか、老朽危険空き家除却事業補助金交付制度の拡充を検討し、危険空き家の除却に係る支援の強化に努めてまいります。

また、利用可能な空き家については、空き家バンク制度や空き家改修補助事業、再生物件活用事業を最大限活用するほか、利用希望者とのマッチングにおいて、地域コミュニティ活動における十分な理解、積極参加を促すなど、地域活動への理解と参加意識の向上に努めるとともに、空き家の有効活用、移住定住促進に取り組んでまいります。

(6) 住宅・公園の整備について。公営住宅について、奈良・小串住宅の建て替えを進めます。

また、賃貸共同住宅の整備に係る事業費の一部を補助する民間賃貸共同住宅整備補助事業により町内住環境の充実を図り、定住人口の維持増加、転出人口の抑制に努めるとともに、人口減少対策に取り組んでまいります。

(7) 上下水道の整備・保守についてであります。上水道事業においては、なお一層、安全な水道水の供給に努めるとともに、施設の耐震化や改築・更新など、計画的に老朽化施設等の整備を行い、災害に備えたライフラインを構築するため、昨年度に引き続き国庫補助事業により、生田地区の基幹管路更新工事に着手するほか、生田地区・日吉地区の一部の配水管耐震管更新工事に取り組んでまいります。

次に、下水道事業について、農業集落排水施設においては、施設整備から30年を超えるものもあることから、施設維持管理適正化計画を策定して、施設の適正な規模などを基に、持続可能な施設改修を検討します。

浄化槽については、現在新たに設置することを禁止されている単独処理浄化槽がいまだ多数使用されているため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を行い、河川環境の保全を図ります。

(8) 交通安全・防災対策についてであります。6行下、高齢者の運転免許証自主返納を対象とした自主返納支援事業によるK I H O C Aカードへの支援金の交付や、給油補助券の配布を引き続き実施することで、自主返納を促し、交通事故の減少を目指します。

防犯対策については、地区管理の防犯街路灯をLED化する場合や新設する場合にあっては、補助金を交付しており、特に、令和3年度から3年間は、防犯街路灯LED化率100%を目指し重点的に取り組んでおり、今年度におきましても、まだLED化されていない街路灯等につきましては、引き続き補助金交付を行い、犯罪抑止効果の促進を図ってまいります。

5、教育分野。

(1) 学校教育の充実について。まず、学力の向上についてであります。小規模校のよさを生かした特色ある教育を推進するとともに、学校間の交流学习や合同授業を進めます。

8行下、当町には、教育課程特例校として、平成24年12月に許可を受けている日吉小学校と日吉中学校があり、郷土学を柱とした小中一貫教育を進めていますが、さらに令和6年2月に、広見中学校が文部科学大臣の認可を受けました。これにより、広見中学校は、独自の教科、地域コミュニケーション科を新設しており、引き続き教育課程特例制度を生かした地域とともにある学校づくりを目指します。なお、今年度から、鬼北町学校適正規模適正配置検討委員会を開催し、鬼北町内小・中学校の適正規模・適正配置についての検討を再開いたします。

また、国・県の指導の下、地域人材と連携を図り、休日の部活動地域移行実証事業

を推進してまいります。

また、愛媛県立北宇和高校の安定した生徒数の確保を図るため、高校と連携し、引き続き全国募集に取り組むほか、北宇和高校教育寮北辰寮の適正な運営管理、また9月に完成予定の多世代交流施設の活用により、生徒数の安定確保と高校魅力化事業の推進に全力で取り組んでまいります。

(2) 次に、生涯学習・生涯スポーツの充実についてであります。長寿化や余暇時間の増加等により、生涯学習に対するニーズは高まっており、公民館を拠点とした生涯学習の基盤整備は、大変重要だと考えております。

生涯スポーツの推進については、誰でも気軽に取り組めるニュースポーツの推進などで町民の健康増進を図ってまいります。

(3) 伝統文化の継承・発展について。少子高齢化、地域の後継者不足により、伝統文化の継承が危ぶまれています。住民の関心を高めながら、大切な歴史、文化、伝統の継承が行えるよう取り組んでまいります。

(4) 次に、文化財の保護・活用について、先人が残した足跡を後世に正しく継承するとともに、地域の魅力として活用いたします。等妙寺旧境内については、奈良山等妙寺史跡公園及び歴史交流館の活用を図ります。また、明星ヶ丘の老朽化してしまった井谷家住宅の保存・整備をはじめ、防災、観光の両面を考慮し、進入路の拡張に取り組めます。

(5) 次に、人権尊重・男女共同参画についてであります。学校教育における人権教育を推進、人権を考える集いの継続、また、LGBTQなど、新たな人権問題に関する理解の促進に努めるとともに、男女共同参画への意識の高揚に努め、価値観の多様化が促進する社会の中で、性別や年齢、障害の有無にかかわらず全ての町民がお互いを尊重し合い、誰もがその人が持つ個性を能力を発揮できるよう、あらゆる差別の解消に向けた人権学習や啓発活動の充実を図ります。

6、ふるさとづくりについて。

多様化、複雑化する地域の課題を解決するには、行政の限られたマンパワーや財源だけでは十分な成果を上げることが難しくなっています。町政に対する住民の理解と関心を高めるよう分かりやすい情報提供に努めるとともに、住民の主体的な活動を支援してまいります。

(2) 効果的・効率的な行財政運営について。6行下、現在町が保有している施設は、公共施設等総合管理計画に基づき管理しておりますが、老朽化の状況や維持管理にかかる費用、使用頻度などを考慮し、公共施設の更新、統廃合、長寿命化等の対策

を計画的に進めてまいります。

以上、施策の概要を掲げ、第2次鬼北町長期総合計画の施策実現に向けて、私を含め職員の総力を結集し、議会や町民との協働の下、全力で取り組み、町民の皆さんに満足度の高い行政サービスを提供していきたいと考えております。

また、施策の詳細につきましては、別冊の令和7年度課別主要施策に提示しておりますので、御参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、令和7年度鬼北町一般会計補正予算の編成方針について考え方を申し上げます。

Ⅲ、予算の概要でございます。

令和7年度当初予算につきましては、町長選挙前ということで、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費を中心とした骨格予算としておりましたが、本格予算となる6月補正予算の編成に当たっては、町財政の健全性の確保に留意しつつ、政策的な予算、新規事業について計上しております。

第2次長期総合計画後期基本計画に掲げる6つの基本目標に基づく推進施策については、引き続き取り組むこととし、関係予算を計上いたしました。また、新規事業として、観光客受入れ体制の構築を目指し、昨年度改修が完了した道の駅日吉夢産地に続き、道の駅広見森の三角ぼうしの大規模改修に向けた測量設計費等を計上したところであります。

なお、予算内容の詳細につきましては、この後、予算審議の中で御説明させていただきます。

Ⅳ、むすびに、今年の1月に、合併して20周年の節目を迎え、鬼北町の将来像である「自然豊かな 心豊かな 暮らし豊かなまち きほく」を基本に、これからも町民の目線に立ち、皆さんが安心して住み続けられる魅力あるまちづくりを展開していく所存でございます。

町民の皆様の信頼に応えることができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、何とぞ議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と絶大なる御協力をお願い申し上げて、私の令和7年度施政方針とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

これで施政方針の説明は終わりました。

次に、日程第6、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、長尾慶太議員、中山定則議員、今城喜久生議員、山本博士議員、入田伸介議員、兵頭稔議員、以上7名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、7番、末廣議員、一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員は、質問席へ移動してください。

それでは、時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1について質問を行ってください。

○7番（末廣 啓君）

議席番号、7番、末廣啓です。

先の通告書のとおり、3件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

質問1、愛治地区における買物弱者の対応についてを問います。

愛治地区においては、令和7年3月末日をもって、総合食料品、日用品を扱う店舗が閉鎖し、住民にとっては4月以降、大変不便な思いをし、日常生活をする上で不安な毎日を強いられています。

確かに、移動販売等で4店舗の方々が愛治地区に入ってもらっていますが、移動販売車よりも、常時そこに店舗があるとないとは安心感が随分違います。

そこで、今行政がこの現状をどのように捉えているのかを問います。お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の1番目の愛治地区における。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の1番目の愛治地区における買物弱者の対応についての御質問にお答えいたします。

御質問の愛治地区の総合食料品、日用品を扱う店舗につきましては、Aコープ愛治店の閉鎖に伴い、チェーン店を展開する食品メーカーを仕入先とし、地域密着型のコンビニエンスストアとして農協により運営されておりましたが、御承知のとおり、今年3月末日をもって閉店され、その理由といたしましては、利用者や売上げの減少、職員の不足、また店舗の老朽化による雨漏りなど、営業等にも支障が生じていたことなどから、閉店という苦渋の決断に至ったと伺っております。

閉店を惜しむ声や、今後の買物に不安を感じる方など、農協としても当地域における店舗事業の撤退による影響について考慮をされた中、閉店後には週に3回の移動販売により不安の解消に努めていく旨、お聞きをしておりますが、当店舗は愛治地区の皆さんの生活基盤を支える重要な社会資源の1つと捉えておりましたので、私自身大変ショックであり、非常に残念に思うと同時に、これまで店舗を利用されていた地域の方々、特に移動手段が限られる高齢者の方々が受ける影響は、計り知れないものと感じているところであります。

現在のところ、他の事業者による店舗事業の再開など、予定されている動きはないとのことですが、過去には、閉店となった同様の店舗を地域の方が活用し、店舗事業の再開につながった事例等もあるとお聞きをしたところであり、地域において、今後御検討をされる場合には、可能な限り支援をさせていただくとともに、創業者への当店舗物件の情報提供や建物所有者との利用調整、利用可能な補助制度の確認など、当地区における社会資源の充実を図る上で、町としても最大限の努力をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

丁寧な説明、答弁をありがとうございました。

農協の移動販売車、週に3回、確かに来られております。ですが、農協の以前あったAコープの駐車場に、3回とも30分程度しか駐車して販売をいたしておりませんので、非常に利用をする者にとっては、30分の間に行って買物をしなきゃいけないというふうなことで、窮屈な状況となっております。

ほかに業者さん、3店舗来ておられますが、それも毎日ではありません。週に何回か、それも決まったコースだけなので、愛治地区全体の移動販売にはなっていないような状況にあります。

そこで、先ほども言いましたが、常時店が店舗があるとないのでは、えらい違いですよということで、雨漏りもされておるようですが、ぜひ私が考えるには、道の駅三角ぼうしとか、夢産地とかが、ぜひ出店に協力をしていただけないだろうかというような希望を持っております。

そこら辺について、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど道の駅等の御協力を仰げないのかというような御質問であったと思います。具体的に、企画振興課のほうでそういったお願いは今までのところしてはおりませんが、今ほどの御意見を踏まえ、また担当課と協議をさせていただければと思います。以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

先ほど町長の答弁の中で、地域の方で店を運営するというか、自治会で地域、その地区の自治会で店をするときには、全力で協力しますというような答弁をいただきましたが、もし、そういうふうな地域の自治会で運営をするということになったら、補助金といいますか、協力金というか、そういうふうな強力な支援はいただけるのかどうか、現時点でどうなのかお聞きしたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

少しケースは違うんですけども、各公民館単位において、例えばガソリンスタンドがなくなった場合とか、それから、移動販売そのものが全然なくなった地域であるとか、これまでも日吉地域についても、そういうことがありまして、ただ、ガソリンスタンドについては、やはり同じ業者の方がいらっしゃるということで、そこに税金を投入することについては、大変課題が多いということがあった。また、移動販売が全く来てもらえない地域がある。これについては、その地域の方々、特に高齢者の方々の独居老人の方々がですね、買物弱者といいますか、そういうのもあって、見守っていかなければならないという部分があって、業者の方に見守っていただくことも含めた地域移動販売というものについて、その一部を助成する形を取っております。

ただ、これもですね、やはり日吉地域のエリアのことですから、それ以外の業者さんが入ることについては、日吉商工会のほうにも十分に相談をしなければならなかつ

たものですから、そこら辺りがあります。

ですから、愛治地区のほうでいろいろとお話をするにしても、やはり愛治には自治会という大きな組織がございますので、そこら辺りで協議をしていただくことも1つ。その中に行政が入ってですね、こういうふうなことをどうするのかということも協力することは、やぶさかではないというふうには思っております。

それと、やっぱりお店というものについての支援については、やはり今入っていらっしゃるJA以外の何ですかね、移動販売の方々の営利にも影響するわけですから、そこら辺りでどれほどの行政支援をしていいかというものについては、いろんな全国の状態もチェックしとかないかなということも思うわけです。

ただ、愛治地区のほうで、もし移動販売も来てもらえない状況があったときには、それはなるべく情報を察知して、その解決策については、行政の支援が必要だというふうなことを考えるべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○7番（末廣 啓君）

町長、いつも言われますように、全てを行政に頼らずに、地域住民でできることはしてくださいというようなことをよく言われますが、自治会としても、そこら辺はいろいろと考えていきたいと思っております。

先ほど道の駅の出店についても、今後検討してまいりますということだったので、ぜひ道の駅の出店と自治会での今後の検討、両方の考え方で、なるべく愛治は今すぐ店もなくなってさびれております。賑わいを取り戻すためにも、何とかしたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思っております。よろしく願います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○7番（末廣 啓君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については終了します。

末廣議員、続きまして、質問に2について質問を行ってください。

○7番（末廣 啓君）

質問2、ふるさと納税制度についてお伺いします。

先日の新聞報道によりますと、鬼北町の24年度のふるさと納税の実績は、23年

度比で1,455万円減少しております。原因については、3月の予算委員会でも言われたと思っておりますが、町民の方が理解できていないので、改めてここで質問させていただきますけども、県内では、新居浜市と鬼北町だけが減少していると報道されております。この現状をどう分析されているのか、下記のことについて問います。

(1) 過去5年間のふるさと納税で寄附された額を問う。

(2) 返礼品として扱っているものは、どのようなものがあるのか。

(3) 今、米が話題、人気だと思いますが、足りているのかを問う。

(4) 今考えられる減少した理由と、今後、納税額を伸ばしていくためにどのような対策を打ち出そうとしているのかを問う。

(5) 今年度の目標額は幾らに設定されているのか。

以上5点、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の2番目のふるさと納税制度についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の過去5年間のふるさと納税で寄附された額を問うとの御質問ですが、過去5年間のふるさと納税の寄附額につきましては、令和2年度が6,124万5,000円、令和3年度が6,131万2,000円、令和4年度が7,406万3,000円、令和5年度が7,011万7,000円、令和6年度が5,708万6,000円となっております。

次に、2点目の返礼品として扱っているものは、どのようなものがあるかとの御質問であります。返礼品といたしましては、お米、キジ肉や豚肉などの肉類、ユズや栗、ホオズキ、イチゴなどの果樹・果物類、シイタケやトマトをはじめとした野菜類、また、町内特産品による加工品や工芸品、飲料類に菓子類、まきやペットフード、成川宿泊プランなどがあり、令和6年度における人気の返礼品の主なものといたしましては、まき、お米、キジ肉、イチゴやユズ加工品などとなっております。

次に、3点目の今、米が人気だと思うが足りているか問うとの御質問であります。全国的な米不足により物価高騰が起こる中、他県の自治体では、寄附者への返礼品となる米の在庫が確保できず、寄附金の返金や取扱い休止等の対応をせざるを得ない自治体もあるように伺っているところです。

議員御心配のとおり、当町におきましても、返礼品として出品いただく事業者にお

いて、ふるさと納税用の在庫は確保できない状況と聞いており、今年度については、在庫による返礼品は休止とさせていただき、令和7年度収穫となる新米を先行予約とする返礼品により対応をしているところであります。

なお、在庫返礼品については、随時、事業者と在庫確認を行う中、返礼品数量の調整を図っておりましたので、休止に伴う寄附額等の返金は生じておりません。また、新米予約返礼品につきましては、今年度の当町ふるさと納税においてトップの人気返礼品となっており、今後も米需要の高まりに備え、現在、担当課と中間業者により、事業者からの出品数量の拡大、また、出品いただける事業者や農家さんの新規獲得に向け、準備を進めているところであります。

次に、4点目の24年度の実績において、今考えられる減少理由と、今後、納税額を伸ばしていくための対策を問うとの御質問であります。2024年度（令和6年度）のふるさと納税寄附額については、1点目の御質問でもお答えしましたとおり、5,708万6,000円となっており、2023年度のふるさと納税寄附額7,011万7,000円に比べ、1,303万1,000円の減収見込みとなっております。減となりました主な要因の1つとしては、昨年度、ふるさと納税事業の促進を図るため、御支援いただく中間業者を県外事業者から県内事業者に変更し、町内における新規返礼品の開発など機動力の強化に取り組んだところです。

しかしながら、一方で、業者を変更した場合、寄附者の皆さんが、ふるさと納税で御利用いただくポータルサイト上から当町返礼品が一旦ページから削除され、新たに再掲載されることとなり、結果、ページ上で高評価をいただいていた返礼品も新規返礼品として掲載され、上位ページから外れる事案が発生したほか、当町返礼品の掲載ページ等を登録されている寄附者の方におかれては、登録情報からの検索ができなくなるなど、ポータルサイト上において競争力の低下を招いたことが要因の1つと考えるところであります。この現象は、中間業者を変更した全国の自治体で発生する現象であります。

また、当町返礼品のトップでもあります、まき製品について、コロナ禍におけるアウトドア製品としての需要が落ち着いたこともあり、例年ほどの寄附額につながらなかったほか、鬼北キジの在庫不足により、キジ関連の返礼品に数量調整が生じたこと、上位返礼品でもありました県の共通返礼品の終了なども減収要因と捉えているところであります。

今後の対策といたしまして、上位返礼品の在庫確保や関連商品の拡大等に既に取り組んでいるところであり、まき製品についてはバリエーションを拡充し、寄附者ニー

ズへの対応に取り組んでおります。また、在庫不足により数量調整が生じたキジ関連製品につきましても、昨年度から飼養羽数を大きく増やすなど、十分な出荷羽数在庫の獲得に努めているところであります。

また、競争力の低下を招いたポータルサイトにつきましても、当町返礼品への高評価投稿を図るため、レビューキャンペーンを検討し、上位ページの掲載返礼品の増加につなげていきたいと考えているほか、引き続き新規事業者の獲得や新たな返礼品の開発、寄附者への返礼品情報の提供、広告の運用など、当町の魅力ある返礼品を発信するとともに、新規寄附者の獲得、寄附者リピート率の向上を図るなど、ふるさと納税寄附者の拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、5点目の今年度の目標額は幾らに設定されているか問うとの御質問であります。令和7年度当初予算における、ふるさと納税寄附金の計上額については、令和5年度の実績額でもある7,000万円を最低限の目標として予算計上したところでありますが、4点目の御質問でもお答えいたしました、寄附額拡大に向けた各種対策の取組により、過去最高額となる寄附額の獲得に向け、ふるさと納税事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

返礼品として扱っているもの、鬼北町の特産品、かなりの品数、品目だと思っておりますが、米とか、まきとか、キジとかがかなり人気があるということなんですが、ほかに今年度は新しい返礼品を考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

地域振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今年度新規の返礼品として、今現在6月までに40品ほど新たに登録の申請をさせていただいているところです。今後、最も力を入れていきたいものの1つの中に、県外ではございますが、当町のユズを使用したお酒を取り扱っていただいている事業者

がございまして、以前も直接鬼北町までユズの調達に来られたことがございました。そちらの商品について返礼品等で扱えることができないのか、いろいろ調整をする中で、総務省の許可をいただいた部分もございまして、今後、本格的に返礼品とすることができないか、詳細検討をしたいと考えております。

ただ、ユズ自体、現在なかなか調達が困難な部分もあるというふうにお聞きをしておりますので、そのタイミング等につきましては、改めて関係事業者等と調整をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で、米も6年度は不足しているということだったんですけども、今年度も多分米の需要といいますか、寄附者からの要望は高いと思うんですけども、不足しないようにどのような対策を立てられておるか確認をしておきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、お米の需要の高まりについては、ふるさと納税も含めて通常消費者が求める部分としては、なかなかふるさと納税に回ってくる部分を確保するという部分については、なかなか新しい事業者等にお願いをする中で、全体数を増やしていかないとなかなか厳しいものがあるんじゃないかなと考えているところでございます。

先ほどの答弁にもございましたとおり、今現在協力をいただいている事業者以外の事業者の方にも新たにお米を返礼品として出品をしていただくことが可能なのかどうかということを中間事業者、並びに町の担当が各地を回って御協力をお願いをしていくという形を取らせていただく予定としておりますので、そういった対策を取る中で返礼品としての数量確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

追加なんですけども、ここのお米をふるさと納税のほうの額として上げる最大のポイントは、農家の方々が今まで信頼をしておる農協さんに出すのか、または一般の民間の方と、個人で売買をすることを農家の方が望まれるのか、その中に入っていかなあかんわけですよ。そこに、ふるさと納税品として出してもらえまいかという話をしていくわけでありますから、そこら辺りについては、今までの業者さんは、県外の方でありましたので、そこまでのことはできないと。しかし、今回から業者を変えたのは、いろんな農家の方も含めた、いろんな返礼品を生み出していきたいという提案があったものですから、やっぱり今必要なのは、これまで企業さんのほうでいろんな製品を出そうとしておりましたけども、本当にふるさと納税の制度というものを町民の方に知っていただくためには、やはりそのような農家さんも含めたいろんな方々に出品をしていただいて、出したものを買ってもらう喜び、寄附していただく喜びというものを味わってもらうことも大切なんじゃないかなというところで、業者さんを変えたわけです。

その業者さんだけでは、なかなか難しいものですから、議員の方々もですね、そこら辺り、米の確保について、俺、私はあの人を知っとるよというようなですね、ぜひとも御提案をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○7番（末廣 啓君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは末廣議員、質問2、（4）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

納税額が減少した理由として、中間業者の変更が主な要因というような答弁だったと思うんですけども、納税者が戸惑わんように、今年度はもうそういう問題は解消されておるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、例えばまきを一例に挙げさせていただきますと、

楽天のポータルサイト上で、今まではかなりの人気の商品であった部分ですね、業者を変えたことによって、一旦削除をされてしまった、高評価が飛んでしまった。そういったことで、かなりページをめくってもなかなか出てこないという状況が生じていたわけですが、そこら辺を解消するべく、ページ構成等も変更をもう既にまき製品は修正を完了したところでございます、楽天でまきで検索していただくと、約3,000商品ぐらいあるんですが、その中で、鬼北の鬼のまきというのは、トップページ、この間、見ると3番目に上がってきておりましたので、寄附を希望する方の目に届くような形で回復をしてきているんじゃないかと考えているところでございます。

今後、別の商品につきましても、同じような形で順次ポータルサイト上での競争率強化ということで修正を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問2、（5）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

今年度の目標額7,000万ということでしたが、今現在の納税額、4月、5月は順調かどうか、金額は問いませんが、順調かどうかをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、金額は問わないということでございましたので、一応4月の状況につきましては、せんだって中間事業者から御報告がありました。昨年比で今年度の4月は2倍近くと、5月はまだ報告をいただいているんですが、一応データ等で私確認をしたところ、20倍近いという形の状況でございます。これは米製品の関係もあるので、当町だけではなくて、よその状況も同じように、もしかしたら伸びている部分もあるかもしれませんが、当町だけで言いますと、昨年度よりもある程度4月、5月については、ちょっと伸びているというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

了解します。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については終了をいたします。

続いて、質問3について質問を行ってください。

○7番（末廣 啓君）

質問3、蛍光灯製造中止の対応についてをお伺いします。

2027年末をもって、蛍光灯の製造、輸出入が全面的に中止されることになっていると思います。あと3年足らずで、LED照明等への器具の変更等の移行が急務と思われませんが、現時点でどのようにお考えか下記について問います。

（1）各地区の集会所等、町内の公共施設の切替えはどう考えているのか。

（2）当然各家庭でも切替えは必要となりますが、住民への周知啓発はどのようにするのか。

（3）公共施設においても、各家庭においても切替えは費用が必要かと思いますが、補助金、または助成金等はどのように考えているのか。

3点お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の3番目の蛍光灯製造中止の対応についての御質問にお答えをいたします。

1点目の各地区の集会所等、町内の公共施設の切替えはどう考えているのかとの御質問であります。議員御指摘のとおり、蛍光灯については、2027年末をもって製造が中止されることになっております。

2023年の11月にスイスで行われた、水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、水銀添加製品の規制が見直され、一般照明用の蛍光ランプの製造・輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定されたことによるものであります。なお、蛍光灯の使用及び製品の売買が禁止されるものではございません。

各地区の集会所など集会所施設における照明施設の対応につきましては、既に複数

の地域から問合せをいただいておりますが、集会所施設の修繕、改修、設備導入においては、経費の一部を補助するコミュニティ施設整備事業補助金を御活用いただくよう御案内をしているところであります。

次に、本町の公共施設につきましては、比較的最近整備されました役場本庁舎、別館、危機管理棟、広見中学校、3つの保育園等以外につきましては、蛍光灯を使用している施設が多く存在しております。今後のLED照明への変更については、施設の利用状況によって一括に更新するのか、使用不能になった器具から更新するのか、あるいはリースがいいのか、いずれにせよ、多額の財政負担が予想されることから、現在、近隣市町の情報を収集しながら検討を行っており、計画的に更新をしていく予定としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の各家庭でも切替えは必要となるが、住民への啓発はどのようにするのかとの御質問ですが、令和4年度の環境省調査では、LED照明のみ使用している家庭・世帯は23%、LED照明とほかの照明の併用は50%、LED照明なしが20%、不明7%となっております。また、別の調査では、蛍光灯生産終了のことを「知らない」と回答した人が、約8割というデータもあることから、住民の皆様、また事業者様に対し、蛍光灯の製造と輸出入が2027年末までに段階的に廃止する旨、また、計画的なLED照明への切替えについて、広報誌、回覧、告知端末、町ホームページ、ケーブルテレビ等により早急に周知・啓発してまいります。

次に、3点目の補助金等はどのように考えているのかとの御質問ですが、現在のところ、鬼北町には蛍光灯のLED化に対する補助金はございませんが、財政面等を考慮しながら、また県内自治体の状況も参考に、今後検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で、末廣啓議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、（2）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

住民の方々といいますか、80%の人がなくなることを知らないというような答弁だったと思うんですけども、もうあと3年足らずなんで、ぜひ早急に周知していただ

きたいと思っております。

それと、切替えについては、いろいろと器具の交換とかいろいろあろうかと思えますけども、ぜひLEDの切替えを進めていただきたいと思っております。

回覧とか、UCATとか、いろいろな報道を通じてするという事なんで、早急に周知していただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

はい。質問3、（3）について再質問はありますか。

○7番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で末廣啓議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

再開を10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時46分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、長尾慶太議員の一般質問を一問一答方式で行います。

長尾議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

長尾議員、質問1についての質問を行ってください。

○1番（長尾慶太君）

1番、長尾慶太。通告のとおり、私から質問を1件、一般質問を始めます。お願いします。

鬼北町における選挙投票率の低下と今後の対策について問います。

近年、鬼北町においても町長選挙や町議会議員選挙を含め、投票率が年々低下傾向にあります。町民の政治への関心の低下や、高齢化・若年層の棄権が背景にあると考えられます。この状況を打開するために町としてどのような対策を講じているのか、また、今後どのように町民の政治参加を促していくのかをお伺いします。

特に、以下のような観点から御答弁をお願いいたします。

(1) 今回及び8年前の町長選挙、町議会議員選挙における年代別の投票率の推移とその要因分析。

(2) 期日前投票所の利便性向上や移動困難者への支援策。

(3) 若年層への政治教育・啓発。

(4) SNSや町広報を活用した情報発信の充実。

(5) 投票環境のIT化に対する町の見解。

(6) 投票参加を促すための町独自の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の鬼北町における選挙投票率の低下と今後の対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の今回（2025年4月8日告示）及び8年前（2017年4月11日告示）の町長選挙、町議会議員選挙における年代別の投票率の推移とその要因分析についての御質問ですが、今回の選挙については、全体投票率は71.68%、8年前は81.61%であり、9.93ポイント低下しております。年代ごとの投票率につきましては、今回の選挙においては、10代24.5%、20代49.3%、30代64.1%、40代69.6%、50代76.7%、60代83.1%、70代82.2%、80代以上54.4%となっております。

8年前の町長・町議会議員選挙につきましては、文書保存年限の5年を過ぎているため、年代別のデータが残っておりませんが、今回の町長・町議選の投票率を見ると、60代、70代に比べ、20代、30代の投票率が低いことが見てとれます。その要因につきましては、政治への関心の低下、若者の選挙離れなどが主な要因と考えておりますが、町長・町議会議員選挙に限らず、国政・県政選挙においても、いずれも全体投票率は低下傾向にあり、この傾向は、鬼北町に限らず全国的にも同様の傾向となっております。

次に、2点目の期日前投票所の利便性向上や移動困難者への支援策についての御質問ですが、期日前投票所については、役場本庁と日吉支所に設けており、役場本庁については、午前8時30分から午後8時まで、日吉支所については午前8時30分から午後6時まで投票可能としております。以前は、当日投票に行けない理由等を書く必要がありましたが、近年は要件が緩和されたこともあり、利用者が増加しており、

全投票者に対する期日前投票の占める割合は、8年前の選挙で19.82%であったものが、今年選挙では31.10%と11.28ポイント上昇しております。

移動困難者への支援については、現在のところ実施しておりませんが、有権者の減少により、投票所の統廃合を実施する必要がある際には、投票所までの距離が長くなる有権者を支援するための移動投票所等の導入を検討する必要があると考えております。

次に、3点目の若年層への政治教育・啓発（中・高校との連携、模擬選挙など）についての御質問ですが、北宇和高校においては、例年、愛媛県選挙管理委員会主催の出前講座を共同で実施しております。昨年・一昨年については、模擬投票を実施いたしました。今年度においても、6月9日に模擬投票が予定されているところでございます。また、北宇和高校生を対象に、町長・町議会議員選挙に向けて、選挙への関心・明るい選挙の実現を呼びかける啓発標語（キャッチコピー）を募集したところ、196名の応募があり、最優秀に選ばれた「さぁ君も！鬼北の明るい未来に一票を！！」を横断幕や立て看板に活用させていただいたところです。また、小・中学校については、毎年選挙啓発用ポスターを募集し、多くの応募をいただいております。

次に、4点目のSNSや町広報を活用した情報発信の充実についての御質問ですが、現在のところ、ホームページや広報誌を中心に周知をしておりますが、今後は若者への情報発信ということで、インスタグラム、フェイスブック等の利用も検討したいと考えております。

次に、5点目の投票環境のIT化に対する町の見解についての御質問ですが、現在のところ、法的には、地方公共団体の議会議員、または長の選挙のみ、特例として電子投票が認められております。しかしながら、これは投票所における電子投票であり、インターネットを利用した投票ではないため、有権者は投票所に出向く必要があり、各投票所への機材整備も必要となってきます。また、国政選挙においては認められていないため、選挙によって電子投票になったり、紙の投票になったりという状況が発生し、混乱を招くことから、現在のところ大きなメリットがあるとは考えておりません。また、町内に導入事例がなく、県外での事例も少ない上、機材トラブルにより選挙無効の判決が出た例などもあることから、導入は時期尚早と考えております。

次に、6点目の投票参加を促すための町独自の取組についての御質問ですが、現在のところ、町内放送での投票呼びかけや、投票日に広報車での投票呼びかけを実施しております。4点目の回答と繰り返しになりますが、今後はSNS情報発信についても検討していきたいと考えております。

以上で、長尾慶太議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

答弁のほど、ありがとうございました。

1番について、年代別の投票率、8年前はちょっとないということでしたが、ないということは承知なんです、そのほかの選挙というところでは、どのような状況かをお伺いしたいと思います。例えば参議院、衆議院というところで、国政の選挙、議員選挙をお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

ほかの選挙の年代別ということでしょうか。ちょっと今手元に持っておりませんので、また後刻、報告したいと思います。申し訳ありません。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ないです。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

それでは、続きまして、質問1の（2）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

期日前投票に関してですが、今現在、日吉と鬼北庁舎というところで期日前投票をいただいていると思います。私も重要な点については、場所と時間と手続というところが重要なかなと思っていて、その場所というところに関して、日吉と鬼北庁舎というところの2点だけで本当に足りているのかというところ、移動困難者に対してその2点に対して行ってもらおうということに対して、町長はどういうふうなお考えかというのを再度お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

期日前投票の場所を2か所に設定しておるといのは、平成の大合併をしたところの各市町においても同じような例が見受けられます。多分、長尾議員がおっしゃるのは、各地区の公民館とかいうことも、期日前投票にしたらもっと投票率が上がるんじゃないかということがあるんじゃないかと思うんですけども、1つの期日前投票の事務を開くのに、一般の方の投票立会人、選挙管理者等、投票管理者というものも必要ですし、なかなかそれを全体する町民の方々もずっと座っていただかねばならないということになります。そこら辺りのことも考えて、全国の自治体で、そこまではなかなか難しいという御判断じゃないかなと思うわけです。

大切なのは、やっぱりここで一番注視しなければならないのは、長尾議員が第1点目のところで御指摘いただいた、若年層の投票率の低下というところだと思うんですよ。その方々は、車の運転等ができるわけですから、投票所が期日前投票のところが広がらなくても、その分については、しっかりしていただける、意志があればしていただける。そこら辺りのほうに本当の課題があるんじゃないかと私は思っております、計器の増数ということもあって、今回のこの2つ目のところの期日前投票の場所を開くということについては、少し気持ち的には低い部分になっておりますが、御理解いただきたいと思います。

○1番（長尾慶太君）

ありがとうございます。

場所に関して、公民館とかいうのは、若年層に関しては車があるからということですが、高齢者に関しては、やっぱり車を今後手放していく方もおられるということで、この移動困難者が増えるところだと思います。その点に関して町長のほうはどういうお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私よりも先輩方というか、年上の方が、約半分いらっしゃるんですけども、その方々から期日前投票について、日吉支所と役場以外のところに設置をするべきじゃないかという御提案は、長尾議員が初めてでして、今までにそういうふうな御意見がなかったものですから、今のところは、そのつもりはなかったということでございます。また、長尾議員がいろんなお話を聞かれて、そういうふうな御意見があるのであれば検討せないかんとおもうんですけども、今のところ、私の耳には入っておりません。それとして、現在のところは、期日前投票は2つでいいんじゃないかなと私は考えております。

以上です。

○1番（長尾慶太君）

ありがとうございます。

場所というところに関してですが、私も高齢者とお話をすると、やっぱり移動で投票したい、バスで来ていただくとか、訪問販売、先ほど一般の立会人が必要だということをおっしゃられていましたけど、その点に関して移動投票であったりとか、行政側の立会人で十分足りるのかなと思っておりますが、そういったところの移動投票とか、訪問投票というのは、御検討のほうはないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

先ほど町長の答弁にもあったんですけども、もし今現在18か所、投票所がありますが、そちらが統廃合になって、身近な投票所がなくなったような場合には、移動投票所ということで、いわゆる車で行ってというような投票も考えないといけないんですけども、今全国的には人口減少によって投票所を統廃合するというような流れになっておまして、なくなったところへ移動車を持っていくというような流れ、お隣の町でも、昨年まで10か所あった投票所を今年から3か所にするというふうには聞いております。その代わりに、移動投票所、車を持っていくというようなお話を聞いております。

そういったことになりましたら、移動投票についても考えたいと思っております。今のところ、当日の投票所は、鬼北町としましては18か所設置をしておりますので、どうしても出にくい場合は、当日の最寄りの投票所へ行っていただけたらというふうに思っております。

期日前につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、現在のところ2か所というふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。いいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、長尾議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

では、続いて（4）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

（4）についてですが、インスタグラム、フェイスブックのほうで、今後情報発信を促していくというところでした。私のほうも選挙に出るに当たって掲げたところで、議会の見える化であったり、議会の透明性というところを掲げさせていただいて、これが何に選挙につながるかといいますと、町民が議会を見るという、評価をできる場だと思っています。その点に関して、フェイスブックやインスタグラムで今現状の場であったら愛媛新聞社様であったり、UCAT様だけだと、これで本当に透明性というか、行政の内容の報告というところができているのか。ほかの町ではユーチューブが一般的なのかなというところ、この一般質問に関しても、名前を検索したらその人の一般質問の内容が出てくるとか、そういうところが出てくる状況です。

そういったところに関して、情報発信というのが鬼北町は弱いのかなと思うんですが、フェイスブックやインスタグラムで本当に足りているのかというところを行政、町長にお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

おっしゃられるとおり、SNSによる情報発信、大分弱めといいますか、今まであまり力を入れてなかった部分でありますので、今回御指摘がありましたとおり、今後はうちの公式アカウントがありますのがインスタグラムとフェイスブックになりますので、そちらで発信をしていきたいと思っておりますが、一般質問をいただいたのは、選挙に関することというふうに理解しておりましたので、選挙の啓発に関しましては、そちらを利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

SNSの広報というところなんですけど、パブリックコメントも鬼北町にあると思います。ちょっとパブリックコメントの趣旨がちょっと違うのかもしれませんが、こ

これに関して、選挙に関してのP D C Aというところの御意見等というのをいただくということは難しいのでしょうかに對して問います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

申し訳ありません。選挙に関するP D C Aというと、例えばどういったことを想定されて言われているのでしょうか。

○1番（長尾慶太君）

先ほどSNSの町の広報の情報の発信というところで、発信に対してどういったプランを立てて、どういった実行をして、どういったチェックをしているのかというのが、町民にも見えませんし、どういったことをされているのかという現状が分からないというのが現状です。そういったところに関して、パブリックコメントであったり、SNS以外に関しても選挙の在り方ということに関してのパブリックコメントで出すことはできるのではないかなと私は考えてはいるんですが、そういったところに関して行政側はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今、長尾議員は選挙に関する啓発について、どんどん情報発信しなければならないというふうなところでの御質問だと思うんですけども、実際に20代、30代、40代の方々が、その分を発信したときに、例えばユーチューブ等でそれを御覧になった方がですね、それぞれ自分の好きな部分は御覧になるだろうと。

私が思うのは、議員さんそれぞれ一人ひとりがお考えがあるわけやから、ユーチューブを流すにしても、ずっと流さないかん。それでも順番があるところです。やっぱりユーチューブは今普通に考えれば、公平というふうに見られるかもしれませんが、私からすれば、それを選択する側の部分として選択しやすいものしか見えないというような状況もあるんじゃないかな。そういうものに私は問題がある、ユーチューブには問題があるんじゃないかと思うわけです。

議員は、一つひとつの部分について情報発信ということをおっしゃるんですけども、やはり一番、うちが危惧せないかんのは、政治への無関心ということについての部分ですから、まちづくりというものをしっかりしとるつもりでも、それを御理解いただけない。それをどうするかという情報発信は、私は考えておりますけども、選挙啓発としての部分については、4年間の議員の方々、また、町理事者側の施策というものをしっかり今まで以上にやっていかなきゃならないということが大切なんじゃないかなと

思うわけでありませう。

最後のPDCAのアクションの部分についても、やはりその部分が合致するんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、長尾議員、質問1、（5）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

今は大丈夫です。

○議長（芝 照雄君）

では（6）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

（6）に関して、私も今回選挙に出てみたんですが、今回選挙管理委員会に問い合わせたところ、選挙公報がないよというところ、地盤選挙と言われるように、言葉は悪いかもかもしれませんが、やはり人を選んでいるという選挙になっているのかなと私は思っています。

やはり何をしたいのか、議員が、町長がといったところを見ていただくという場がやっぱり必要なのかなと思っておりますが、そういったところに関して選挙公報であったり、討論会であったりというのは、今後4年後だったり、間の中でというところで開く予定があるのかということをお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

1つだけ、政策ではなしに、人を見とるとのことだったんですけども、人を見るのも有権者の1つの選択肢としては十分尊重しなければならないことと私は思っておりまして、長尾議員さんが言われる両方ということも必要だと思いますけども、そこは御理解いただきたいと思っております。

では、お願いします。

○総務財政課長（水野博光君）

今ほど選挙公報のお話があったんですが、町の選挙の場合ですね。公示してから選

挙日までの期間が非常に短いです、国政と違いまして。ですので、公告を郵送した場合に、住民の方のお手元に届くのが選挙当日とか、前日とかになる可能性が非常に高いです。国政の場合は、期間が随分ありますので、期日前の16日とかあります。そうすると届けることができますのですが、町の場合は、そういったこともあって、届いていないといったような混乱も起こる可能性もありますので、現在のところ、お送りしていないというような状況となっております。

これは、ほかの自治体でもやはり同じような考えをされているところもあるというふうにお聞きしております。

以上です。

○1番（長尾慶太君）

私の言ったような人と、町長がおっしゃられた人を選ぶというところと、方法で、選挙の公約というところで選ぶと、どちらもとても重要だと思います。

私は、選挙を通した中で、実際私も政治活動団体の中のチラシを配らせていただきました。それを見て電話をいただいた方というのは、たくさんいらっしゃいます。そういったところで、やっぱり選挙の公約というのは、やはりどんどん挙げていく必要があるのかなど。何をしたいのか、議会に入ってからやる、決めるというやり方というのは、今のところ、これは議会側の問題点なんだと思いますけど、どんどんそういったところの政治参加の若者を見ていくというところを促していきたいなと思っております。

はい、このたびは、ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、もういいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で長尾議員の一般質問を終了します。

それでは、次に、6番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

議席番号6番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問 1、第三次鬼北町長期総合計画策定について。

令和 7 年度は、第二次鬼北町長期総合計画の最終年度であり、第三次鬼北町長期総合計画策定年度となります。第三次鬼北町長期総合計画策定の素案作成に当たって、次の取組はできないか問います。

通告では、素案作成に当たってということでもうお聞きしましたが、素案段階というか、何かがないと後の質問のとおりのことできないと思いますので、そういうことで理解いただいたらと思います。

(1) 全員協議会での議員との意見交換。

(2) 文化協会、スポーツ協会、PTA、老人クラブ等関係団体へのヒアリング。

(3) 農林業の振興、近永アルコール工場跡地の活用、鬼北総合公園施設の充実、公園・広場の整備、観光の振興、雇用の創出、高齢者福祉の充実、子育て支援策など分野・テーマ別の町民との意見交換会の開催。

以上、お願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の 1 番目の第三次鬼北町長期総合計画策定についての御質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の第三次鬼北町長期総合計画策定の素案作成に当たり、議員全員協議会での議員との意見交換についての御質問であります。

議員御承知のとおり、長期総合計画とは、行政運営の長期的指針であるとともに、町の将来像やまちづくりの理念を示すものであり、現行の第二次鬼北町長期総合計画については、町の将来像と政策を明らかにする基本構想と、基本構想の実現に向け重点的に取り組むプロジェクトや推進施策、施策方針を定めた基本計画で構成され、基本構想の構想期間は 10 年間、基本計画については前期と後期に区分し、計画期間はそれぞれ 5 年間とし、現行計画の最終年度は令和 7 年度としているところであります。

次期計画となる第三次鬼北町長期総合計画の策定に当たっては、昨年度に住民基礎調査を終え、現在、調査結果における課題の洗い出し、ニーズ把握や過去調査結果との経年比較など、集計・分析作業を進めるとともに、次期計画における基本構想案の検討作業を進めているところであり、構想案をまとめた後に、施策方針や推進施策など基本計画案を策定し、基本計画案については、現行計画における実施状況や成果を

踏まえた上で、各部署における係長以上で構成される長期総合計画策定委員会専門部会において、具体的な計画案の協議・検討を予定しているところです。

また、基本構想案、基本計画案につきましては、計画骨子や計画素案など、各種団体や住民代表で構成する総合計画審議会において、御審議、御意見を頂戴する予定としておりますので、素案作成の段階において、議員全員協議会で御意見をお伺いする予定は考えてはおりませんが、議会からの御要望等により、進捗状況の御説明など対応させていただくとともに、分野ごとの推進施策や取組事業など素案が固まり次第、御説明の上、御意見を頂戴したいと考えているところであります。

次に、2点目の文化協会、スポーツ協会、PTA、老人クラブ等の関係団体へのヒアリングについての御質問であります。各種団体へのヒアリングにつきましては、昨年11月から今年3月にかけて、ヒアリングシートにより実施をしたところであります。各団体からいただいた御意見や課題を整理した上で、計画案策定における参考とさせていただくところであります。

次に、3点目の農林業の振興、近永アルコール工場跡地の活用など、分野・テーマ別の町民との意見交換会の開催についての御質問であります。次期計画の策定に当たっては、町の将来像やまちづくりについての意見交換を図る住民ワークショップを昨年度開催したところであり、次期計画案における町の将来像やビジョン検討の参考とする予定としておりますので、議員御質問の分野・テーマ別など、個別の意見交換会、住民ワークショップ等の開催は考えておりませんが、御意見を踏まえ、今後計画見直しを図る際には、分野別ワークショップの開催等についても検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

先ほどの答弁で議員から要望があればということであったと思うんですが、ぜひとも、私としては意見等を言わせていただきたいので要望するわけですが、議会のほうでまた御検討いただくとして、その時期なんですが、時期について素案がまだできていないということなんですが、いつ頃になるか予定をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問をいただいた内容につきまして、まず、要望等があればという部分で答弁のほうにもございましたが、要望等があればという部分については、進捗状況であったり、今後のスケジュールであったり、そういった部分について、議会のほうから御要望等ございましたら御説明させていただきたいという形で考えているところでございます。

素案等について、議会の皆様に御意見等を頂戴したいと考える時期についてでございますが、今回スケジュールといたしましては、まず、7月頃に基本構想案、素案が固まった後に、審議会のほうにお諮りをさせていただきまして、その後、並行して基本計画の素案を作成していくわけですが、大体の草案が固まるのを10月と予定しております。10月と11月に審議会それぞれ開催をしたいと考えているところでございまして、1回目と2回目の審議会の間ですね、もしできれば議員さん方、議会全員協議会等をお願いをして御説明させていただければと考えているところでございます。

そういった中で、御意見等いただいた中で、最終的にパブリックコメント等を実施したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

確認なんですけど、7月に素案ができ、その後、審議会等を開くということで、審議会1回目が済んだ後、2回目から3回目の間ぐらいという話で、そのときに議員の意見、提案等も聞いていただけるということでもいいのかどうか再度確認させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、7月に基本構想の素案がほぼほぼ固まる予定としておりますので、その頃に審議会と。基本構想の次に基本計画の策定を予定しておりますので、その素案がほぼほぼ、大体の素案が固まるのが10月だと聞いておりますので、その時期に議員さん方から、今回の素案について御意見等を頂戴したいと考

ているところでございます。

ただ、ある程度素案がもし固まっている部分がありますので、大きな部分について修正等はひょっとしたらできない部分もあるかもしれませんが、最大限、議員さん方、また住民の方々の声を集約する形で修正等をまた図って、パブリックコメント等を実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

基本構想があり、基本計画の段階、基本計画があって、また実施計画、施策につながるわけですが、基本計画の段階でやはり意見を出させていただくということがいいんじゃないかと私は考えているんですが、やはり基本計画、基本構想だけで意見を求めるということではなくて、基本計画の段階での素案の段階で意見を求めるようにしていただきたらと思うんですが、その辺、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

この長期総合計画の提案権は理事者側にあるということでもありますので、ある程度、今議員が言われた計画の段階でというのは、そのベースになる部分について、議員さんのほうの御意見を伺うということは大切なことだと思うんです。ただ、実際には、中の基本計画の部分について、これをこうこうしようとかですね。そこら辺りについて、細かいところについて、全部議員さんの意見と話をすれば、なかなか意見がまとまらないだろうなどということもあると思うんですよ。そこら辺りは御理解いただきたいなど。基本構想そのものについて考え方が違う場合には、そこで意見を交わすというのは、当然必要なんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

（2）については、ヒアリングは既に実施されたということなんですが、どのよう

なヒアリングをされたのか。ヒアリングの内容、ヒアリング先、ヒアリングの内容について質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、まず、ヒアリングにつきましては、昨年11月から今年3月にかけて、ヒアリングシートを団体に配布し回収をすることによる実施方法とさせていただいたところでございます。

ヒアリング先につきましては、8団体行っております。団体名といたしましては、鬼北町文化協会様、PTA联合会様、社会福祉協議会様、鬼北町青年団様、鬼北町スポーツ協会様、鬼北町連合婦人会様、女性団体連絡協議会様、愛護班連絡協議会様、以上8団体を既にヒアリングを終えておまして、あと1団体、老人クラブ様について内容もちょっと他とは変える中で、改めてヒアリング等を実施をしていきたいと考えているところでございます。

これまでに実施いたしましたヒアリング内容につきましては、それぞれの団体様における活動上の問題点、課題点と今後の活動方針、方向性等をヒアリングさせていただくとともに、長期総合計画における10年後のまちづくりを見据えた今後の活動であったり、今後期待をされる事業、行政の部分、そういった形、そういった部分を重点的にヒアリングをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

分野別、テーマ別での町民との意見交換会の開催予定はないということなんですが、前回の後期計画策定のときにワークショップを開かれています、近永駅を中心にしたワークショップだったと思われるので、私が質問させていただいた分野別、テーマ

別の町民との意見交換会は、ぜひともこの長期総合計画について広く町民に知っていただくためにも必要だと考えますので、考えるところなので、ぜひとも開催をしていただけたらと思いますが、そういう考えはないか再度伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

はい、議員の御意見も踏まえ検討させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、次に質問2について質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

質問2、鬼北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について伺います。

令和6年度から令和8年度まで、本計画により様々な取組が行われていますが、基本目標の5、いきいきと暮らせるまちづくり（1）社会参加・生きがいのづくりの促進の具体的な取組について伺います。

（1）ボランティア活動への参加促進として身近な地域での介護支援や生活支援のボランティア、相談相手として活躍できる仕組みづくりや意識づくりは進んでいるかどうか。

（2）高齢者の生涯学習の推進として、公民館単位で公民館と共催して高齢者学級の開催はできないか。

（3）高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進は図られているか。

（4）シルバー人材センターの事業推進は図られているか。

（5）高齢者の移動手段の長期的確保対策の検討状況を問う。

以上、お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の2番目の鬼北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のボランティア活動への参加促進として、身近な地域での介護支援や生活支援のボランティア、相談相手としての活躍できる仕組みづくりや、意識づくりは進んでいるかとの御質問ですが、ボランティア活動といたしましては、社会福祉協議会に委託している配食サービス事業については、鬼北町福祉ボランティア協議会の御協力を得て実施されております。この配食サービスに係る配食ボランティアの登録人数は、調理に34名、配達に87名、計121名となっております。民生委員さんや元民生委員さんはもとより、様々なボランティアの方の御協力により実施し、利用者にも大変喜んでいただいている事業の1つです。この配食サービスが、鬼北町福祉ボランティア協議会の主な活動となっております。

また、教職員の退職者による本の読み聞かせ活動は、会員の高齢化と新規会員入会減により今は事業縮小となっておりますが、日吉の50代の女性グループが月に1回から2回、日吉小学校で本の読み聞かせを実施されております。

次に、相談相手として活躍できる仕組みづくりとして、民生委員さんの独居老人訪問で定期的な見守りをしていただいているところであります。

心の健康についての知識・理解を深め、精神障害者の社会参加を進める精神保健ボランティアグループつつじは、会員16名で、精神障害者小規模作業所わかばの会員との親睦や、作業所の古紙搬出の手伝い等、積極的に活動を展開されています。また、精神保健ボランティアの養成の目的に、民生委員の交代の時期に合わせて3年に1回、精神保健ボランティア講座を開催し、毎回40名程度の参加者があります。

また、自殺対策として、ゲートキーパー養成講座を開催し、心の悩みを抱えている人や自殺のリスクがある人に早期に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる人を養成しております。ゲートキーパーは、地域の住民の誰でもなることができ、町内6地区で順次実施しております。今後は、自殺対策だけでなく、心の不調や精神疾患に悩む人々を身近な立場で支える心のサポーター養成講座に移行の予定であります。

いずれのボランティアも大半の方が高齢者であり、元気な高齢者が高齢者を支えることで、支える側の生きがいづくりにもつながっております。御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の高齢者の生涯学習の推進として、公民館単位で公民館と共催して、高齢者学級の開催はできないかとの御質問であります。現在老人クラブの事務局を持っている公民館では、老人クラブの活動として、絵手紙教室や料理教室、小学校との交流事業等を行っております。そのほか、各公民館が実施する学級に関しては、高齢者に特化しては開催しておりませんが、結果的に高齢者の参加が多く、近永公民館

ではレディースカルチャースクールで、毎年内容を変えながら手芸やフラワーアレンジメント、愛治では苔テラリウム教室も実施しております。そのほか、公民館活動として歩こう会や、1日帰り研修、クラフトバンド教室等、様々な活動を行っており、参加者の大半が高齢者となっております、生涯学習の場となっております。

主催者側の公民館主事にとりましても、地域の先輩と様々な話ができて、新たな意欲的な事業展開につながりますし、互いに信頼される関係構築にもつながっており、付加価値の高い状況と考えております。また、保健介護課が実施しております、公民館単位のいきいき体験教室は、6地区それぞれヨガやボール体操等、各21回実施しておりますが、令和6年度は年間延べ837人の方に参加をいただいております。

次に、3点目の高齢者のスポーツレクリエーション活動の推進は図られているかとの御質問であります、クロッキーやペタンクにつきましては、愛好者が多いところですが、新しいものでは、老人クラブではボッチャ、公民館ではモルック等、高齢者や多世代で楽しめるスポーツを普及しております。

私も愛治地区のモルック大会2回挑戦いたしました。私より年上の方もいっぱいいらっしゃるし、軽い運動と頭脳プレーが必要ですが、笑いに満ちたすばらしい時間をいただき感謝しています。

次に、4点目のシルバー人材センターの事業推進は図られているかとの御質問であります、シルバー人材センターは、設立後、5年が経過し、6年目に入りました。依頼の主な作業は、除草作業が多く、新しいゲストハウスの清掃作業も加わり、令和6年度の年間契約金額は1,000万円を超えました。しかしながら、会員の中には、高齢が原因で退会される方もあり、令和7年3月末の会員数は、男性19名、女性4名の計23名となっております。今後に向けては、年配の方や女性にも無理なくできる業務の開拓も視野に入れて進めているところです。

次に、5点目の高齢者の移動手段の長期的確保対策の検討状況を問うとの御質問であります。

現在、KIHOC Aカードを利用した割引事業や三島地区での三タク等高齢者の移動を支援する交通環境の整備を実施しているところであります。

平成29年度から、介護保険法に規定する生活支援体制整備事業の業務を社会福祉協議会に委託し、介護サービス事業所や民生委員、老人クラブ等の関係機関に参加していただき、令和5年度から各地区の老人クラブを第2層協議体に位置づけ、より身近な地域の高齢者の見守りや、ニーズの把握に努めているところであります。つきましては、住民の個別ニーズが多様化する中で、高齢者の方々が住み続けられるまちづ

くりのために努めているところであります。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で中山定則議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○町長（兵頭誠亀君）

議長、訂正させてください。

2点目の御質問の中のいきいき体操教室の人数を837人と申し上げましたが、年間延べ1,468人に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（芝 照雄君）

質問2、（1）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

答弁をいただいたんですが、配食サービス、読み聞かせ等の説明もしていただきました。この計画で仕組みづくりや意識づくりについてどう今現在進んでいるのかについて、もう一度質問させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

ただいまの御質問ですが、相談相手として活躍できる仕組みづくりや意識づくりを含めた答弁のつもりでお答えした次第であります。その仕組みづくりのための鬼北町福祉ボランティア協議会の仕組みがあったり、意識づくりをするための精神保健ボランティアグループがあったり、そういう説明でお答えしたつもりです。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

それぞれ生涯学習を進められているようですが、保健、公民館と共催でという部分

での開催はされているのかどうか再度伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町と公民館が共催という感じですか。

○6番（中山定則君）

そうです。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

保健介護課の保健師が各公民館に駐在したり担当しているので、常に公民館主事と連絡を取りながら協働で行っているものあるし、それぞれが行うものもありますが、共催を行っている事業が多いと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（3）について再質問はありますか。

○6番（中山定則君）

高齢者のスポーツ・レクリエーション活動、推進を図られているということなんです。新しいというか、高齢者の人口も多いですから、いろんな方に参加いただけるような形での今年ニュースポーツ等もいろんなスポーツがあると思うんですが、そういう部分での呼びかけ等は図られているのかどうか再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

老人クラブも会員を1,000人切りたくないというところで、非常に積極的に頑張ってもらっていて、先ほど答弁にもありましたように、ボッチャとか、モルックとか、誰でも参加できるような競技を取り入れながら、多くの人に声をかけてもらって

いるところで、1,000人を何とか維持をしております。そこらで御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○6番（中山定則君）

新たな方への取組について強力に進めていただきたらと思うんですが、その辺について再度答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

新たなといいますか、各公民館でそれぞれ保健介護課と相談をして今やっておると私は認識しております。議員さんもですね、ぜひとも近永公民館、各公民館へ行って参加していただいてですね。高齢者の方々の笑顔とかを見ていただきたらいいんじゃないかなと。その中で、新しいものをつくるのがいかに難しいかということも御理解いただいて、1つの競技というものを深く深く楽しんでもらうということも必要なんじゃないでしょうか。私はそう思います。

以上です。

○6番（中山定則君）

町長、御答弁をいただいたんですが、私が言うのは、新たな人ですね。いろんな人、既存の老人クラブの会員さんだけでなく、高齢者の方々に広くPRをして、新しい人が参加していただくような取組をしていただきたらということで質問させていただきました。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さんが言われる趣旨は分かりましたけども、現在もそういうような方向で各公民館主催の分については、そのような方向で、老人クラブ以外の回覧を回しとるわけですから、そういう周知はしておるんじゃないかなと思っておりますし、不特定多数ということについては、十分理解しておるつもりでございますので、なお一層、議員さんが言われるとおり努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、続いて、質問 2、（4）について再質問はありますか。

○6 番（中山定則君）

シルバー人材センター、5 年前、5 年間たったということなんですが、現在 23 名、当初より少なくなっているか、人数の推移、それと、シルバー人材銀行、テレビ等でも宣伝はされているんですが、呼びかけは、広報等でできているのかどうか再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

普及活動は U C A T、また広報きほくで毎年実施しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6 番（中山定則君）

年度別の人数についても質問させていただいたんですが、答弁をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

会員数は横ばいで、増減はあまりありません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6 番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、続きまして、質問 2、（5）について再質問はありますか。

○6 番（中山定則君）

私、質問させていただいたのは、質問のとおり、高齢者の移動手段の長期的確保対策を検討しますということで計画されています。

それで、検討状況としての答弁をいただきましたかったんですが、現状の説明された三

島地域の三タクとか、説明いただいたんですが、三島地区の三タクを交通空白地域に広げる予定なのか、そういう部分も含めて答弁をいただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

私は就任以来、8年間で何ができるかということからやってきたんですけども、議員が言われるのは、長期的な部分、長期的なものを見据えてできるところはやってきたのが、何というかな、免許返納者に対する近永、宇和島へのバスの割引、これをするのにも3年かかったんですよ。やっぱり1つの施策というものをやっていくのは、なかなか時間がかかるということは御理解いただきたいな。スピード感はあったつもりなんですけども、バスの事業者、それから組合、様々な方に御理解いただきながらやっていくということで、長期的な部分については、議員さんが言われるのは、多分320号線、それから県道2号線、そこら辺りの部分を全て網羅しようということやと思うんですけども、なかなか今の公共交通からタクシー業者、そこら辺りを全てうまく回すことができていないのは、私も十分承知しております。

そこらの中で1つずつ課題解決に向けて努力しているのは、先ほどの答弁の状況でございます。

また、三島地区においては、その部分の谷根の深い地域においては、地域の協力も必要だというようなところもお示しをさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

以上で中山議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から先ほどの長尾議員の質問に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

議長からお話がありましたとおり、総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（水野博光君）

午前中、長尾議員のほうから町長、町議選以外の年代別の投票率という御質問があったんですが、昨年実施しました衆議院、それから一昨年の県議会議員、さらに4年度の県知事選とありますが、どれも似た傾向でありますので、昨年の衆議院の年代別の投票率について申し上げます。

10代が38.5%、20代が41.9%、30代57.2%、40代59.2%、50代71.2%、60代72.6%、70代73.3%、80代以上が45.2%であります。

以上となります。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、次に、4番、今城喜久生議員の一般質問を一問一答方式で行います。

今城議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

今城議員、質問1について質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

4番、今城喜久生です。よろしく申し上げます。

災害発生時の人命救助についてということで、私は阪神大震災を経験して帰って来ました。それで、南海トラフによる巨大地震が起きるとされ、その場合には、鬼北の地も震度7と推測されております。

阪神淡路大震災も震度7でした。このとき阪神高速道路は倒れ、ビルは倒れ、この災害の中で神戸の大学の学生が多数の方を倒壊した家屋から救い出したと聞いております。

誰もが被災する可能性があり、救急隊も警察も来ることができない可能性があります。よって、助かった者が瓦礫の下から被災者を救助しなければならない状態に陥る

と考えられます。しかしながら、我々にはその救助に係る、レスキューに係る知識がございません。

については、防災士や自主防災のメンバーに地震倒壊家屋から救出する知識を持たせることが必要があると考えます。

については、町の考えを聞きたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の1番目の災害発生時の人命救助についての御質問にお答えをいたします。

防災士や自主防災組織のメンバーに地震倒壊家屋から救出する知識を持たせる必要があると考える、町の考えを聞きたいとの御質問であります。地震による家屋の倒壊は、地震の揺れの強さ、建物の耐震性、建築年数、地盤の状況など様々な要因によって異なることは、議員御案内のとおりかと思えます。特に、旧耐震基準の昭和56年5月以前に建てられた建物や木造住宅などは、震度6強以上の地震で倒壊する可能性が高くなると言われております。

南海トラフ巨大地震による鬼北町内の予想最大震度は、震度7で、家屋の倒壊による被害も多くなることが予想されており、当町においても木造住宅の耐震診断や耐震化についての補助を実施し、地震による家屋の倒壊から人命を守るための対策を行っているところであります。

地震による災害が発生した場合の救助活動については、消防や警察等の到着までに時間を要する場合があるため、地域住民自らが初期対応を行うことの重要性は認識しております。しかしながら、無理な救助活動はかえって危険を伴いますので、住民自らが救助に当たる場合には、安全確保や二次被害の防止が大きな課題となります。

今後の計画といたしましては、来週開催を予定しております防災士組織の総会において、住まいの耐震対策講座として、耐震化の重要性や耐震化の支援についての講演を行う予定としております。また、自主防災組織や防災士の方を対象とした研修を毎年実施しておりますので、救助活動等についての研修の実施についても検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問1について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

言われたとおり、望みのとおり計画を考えてもらえると、こういうことですので、ありがたく思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については、以上で、今城議員、質問2について質問をしてください。

○4番（今城喜久生君）

生活改善センターを耐震補強化する案件でございます。

災害発生時の避難所については、公民館、体育館、それから学校グラウンドなど26か所の避難所を鬼北町は指定されております。ありがたいことだと思っております。

でも、どこも高齢者にはきつい状況ではないかなと私は考えております。避難所については、高齢者だけに考えると、平家がよし、畳み敷きがよしで考えております。については関連死のリスクも下がると、こういうふうを考えております。

については、鬼北町に4か所ある改善センター柏田、出目、興野々、日吉と4棟ありますけども、この4棟の改善センターを耐震補強化して、高齢者の負担の少ない避難所にしたいと考えますが、町のお考えを聞きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の2番目の生活改善センターを耐震補強する件の御質問にお答えをいたします。

鬼北町に4か所ある生活改善センターを耐震補強をして高齢者に負担の少ない避難所としてはどうか、町の考えを聞きたいとの御質問であります。当町においては、指定避難所として、先ほど言われましたとおり、公民館、学校等26か所を指定して、災害により家に戻れなくなった方や、災害の危険性がなくなるまでの期間、滞在する避難所としております。

御質問にありました生活改善センターにつきましては、各地区自主防災組織が、いっとき避難場所として指定している場所で、指定避難場所に避難する前に一時的に集まったり、災害時に危険を回避するために一時的に避難したりする場所となっており、指定避難所のように避難生活をする施設としての位置づけは、現在のところございま

せん。

高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者につきまして、必要に応じて福祉避難所の開設により対応することとしており、当町においては、町内9か所の施設を福祉避難所として指定しているところであります。

現在の指定避難所を26か所から増やすことについては、避難所を運営する職員の配置、施設備品の維持管理、援助物資の運搬、連絡体制や情報共有の複雑化等の影響により円滑な避難所運営に支障を来す可能性があります。

しかしながら、住居の近くに避難所があれば、避難される際の距離や時間が短縮され、避難の安全性や迅速性が向上することが考えられるため、身近にある安全性が確保された、いっとき避難場所等の施設で各自主防災組織において避難所運営を行っていただく、届出避難所制度の導入について検討を行っているところでございます。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問2について再質問はありますか。

○4番（今城喜久生君）

ありません。よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問2については終了します。

続きまして、質問3について質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

少子化問題について伺います。

第一次長期総合計画が平成18年から始まって、本年が最終年度になります。その当時1万2,500人ぐらいおったはずなんですけども、現在には8,993人、令和6年度にはなりました。人口は最近、近年230人ぐらいの減少で下がっておるようです。最近の出生率は、どういうふうな数字になっているのかお聞きしたいと考えます。もし、減少が続いているのであれば、今行っている少子化防止対策の的が外れているのではないかと、こういうふう考える次第です。

町の考えを聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の3番目の少子化問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、出生人数の実態はどのようになっているかとの御質問です。合併後における年間の出生数については、平成17年から21年までにおける5か年の平均出生数が、64.4人、平成22年から平成26年までの5か年平均出生数は52.2人、平成27年から令和元年までが46.4人、令和2年から令和6年までの5か年平均が35.6人となっております。

次に、もし減少が続いているのであれば、今までやってきたことが的外れであり、少子化の真の原因に向けた対策に切り替えなくてはならないと考えるが、町の考えを聞きたいとの御質問であります。国では2023年に、異次元の少子化対策を表明し、こども未来戦略会議の設置により、今後3年間を集中取組期間と位置づけております。

そのような中、昨年行われた全国町村会において、参加首長から、国においてしっかりと人口減少対策及び少子化対策を推進されたい旨の発言に、多くの首長が大拍手で賛同する状況でした。

少子化問題における取組については、地方自治体独自の対策も必須ではありますが、国における少子化対策を地方自治体がしっかりと前に進めていくことが重要であると考えるところであります。

少子化の原因といたしましては、経済的不安定、育児と仕事の両立の難しさ、晩婚化や未婚化の進行、価値観の多様化など、様々な要因が考えられ、鬼北町における主な取組といたしましては、国の補助事業を活用し、妊娠時に5万円、出産時に5万円の給付金を支給する子育て応援給付金事業、子育て世帯に対し家事援助や育児サポートを行う子育てヘルパー事業、愛媛県のえひめ人口減少対策総合交付金を活用し、出産時に10万円、省エネ家電など出産後における育児用品の購入として20万円を支給する出産世帯応援補助金や、出産世帯奨学金返還支援補助金、不妊治療等交通費助成事業等を展開しているところであります。

また、町単独事業といたしまして、出生時に5万円、小学校入学時・中学校入学時に10万円を給付する、すくすく鬼北っ子応援給付金、乳幼児の紙おむつ代として第1子から5万円のおむつ券、第2子からは県補助を支給しております。この乳幼児用紙おむつ券交付事業や、チャイルドシートやベビーカーなど購入費用の3分の2、上限2万円分を補助する赤ちゃんおでかけ用品購入事業を実施しております。このほか、こども医療費助成事業については、県内で初めて、高校生までを対象とし、実施をし

ておりましたが、現在では、県内市町のほとんどが高校生までを対象とし、医療費助成事業が展開されているところです。

さらに、保育料の助成や若者向けの住宅の提供、移住者支援や地域ぐるみの子育て支援など、様々な子育て支援事業を推進し取り組んでおります。

また、ソフト面といたしまして、こども家庭センターを設置し、保健介護課、町民生活課、また教育課等と連携しながら、切れ目のない支援も行っているところであります。

町では、令和6年度に、第三期子ども・子育て支援事業計画の策定時において、町内に在住する就学前児童0歳～5歳までのいる181世帯と、小学校1年から6年生の児童がいる235世帯の計415世帯にアンケート調査を実施し、301件、72.5%の方から回答をいただきました。前回策定時におけるニーズとして課題となっておりました病児・病後児保育事業について、昨年度から運用を開始したところであり、今後も国や県の施策に注視をしつつ、人口減少・少子化問題に取り組むとともに、地域の実情把握、また、町民の皆様の意見を反映しながら、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○4番（今城喜久生君）

今までされとる支援事業というのは、銭金の世界の話で、今どう考えても結婚したくない、家庭を持ちたくない、子どもを産みたくない、そういうソフトというか、心の世界の話ではもうないのかなと私は感じますが、いかがなものでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のとおり、前に本議会のほうで視察に行かれた岡山県奈義町、特殊出生率が2.6ある全国でもトップクラスの出生率のところにおいても、今ほど言われました、うちと同じような施策、うち以上の子育て支援策をするにしても、人口減少対策、また結婚の晩婚化が進んでおることが課題として載っておりました。どこの町でも金銭面、または心の援助というものが必要なんですけども、やっぱり課題は個人個人の男女の、若い男性女性の結婚する意志、また地域で暮らしたいという意志が少し前よりは薄くなっているということは、現状としては私も把握しております。

以上でございます。

○4番（今城喜久生君）

そういうふうに分析ができとるのであれば、そういった方向に舵を切って強力に何か進めるといったらこれも難しいかも分かりませんが、単なる支援事業じゃなく

して、そういったソフト面のハートの話をもっと前面に出すべきじゃなからうかなと私は考えます。いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

行政が個人個人のプライベートな結婚リスクの部分について、必要以上にそこに税金をかけるということについては、やはり限度があるんじゃないかなと私は思っております。もちろん広域のレベルでそういう結婚相談員というものは設けていただいて、御苦労していただいております。

ただ、本人の意志というものの、一番は価値観がやはり多様化しておるということは、それを変えるということでは、個人の考え方というものを、ある意味今までの分を変えてほしいというふうなことになるかもしれないということがありますので、本当に難しい課題だと思っております。

鬼北町だけではなく、日本全国で今の情報社会の中で価値観が多様化していることについて、議員も分かっていると思っておりますけども、そこら辺りも含めて、そのようになびくような心の変化というものを、先ほど申し上げましたように、保健介護課、町民生活課、教育課のほうで子育て支援をしよる、また、企画振興課のほうで結婚相談について、できる限りの御相談、またお願いをしているというところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、再質問。

○4番（今城喜久生君）

先ほど示された数字64人、52人、45人、35人という、ずっと下がってきております。これは、あんまり緩いことを言ってこれを止めんことには、もう先々人口ピラミッドの真っすぐみたいな状態になるでしょうし、相当まずいかなと思うんですけども、そういう危機感というのはいかななものでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私は、議員と同じ、以上に危機感を持っておると思っておりますけども、いかなもののでしょうか。

○4番（今城喜久生君）

分かりました。難しい問題ではあると思っておりますので、みんなで知恵を絞って何らかの形で増える傾向に導かないと、相当まずいことになってしますので、皆さんで協力していきたいと思っております。こちらでも微力ながら頑張りますので、ひとつどうぞよろしくお願ひします。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○4番（今城喜久生君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

これで今城喜久生議員の質問を終わります。

次に、11番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員は、質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1について質問を行ってください。

○11番（山本博士君）

議席番号11番、山本博士です。

先の通告のとおり質問をいたします。

質問1、物価高騰対策について。物価が高騰する中で給与も上がらず、国の施策も決まらず、鬼北町として町民の皆様には何ができるのか、次のことについて問う。

（1）1年から2年の間、町指定のごみ袋の半額はできないものか。

（2）1年から2年の間、水道料金の値下げはできないものか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の1番目の物価高騰対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の一、二年間、町指定のごみ袋を半額にできないものかとの御質問であります。まず、指定袋の店頭販売価格は、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則により決められております。

次に、指定袋販売許可店、また、その者への卸売価格については、同条例施行規則によって決められており、店頭販売価格と卸売価格の差額（1枚当たり3.1円）が、販売手数料という形で指定袋販売許可店に残ります。

指定袋の店頭販売価格を半額等にする場合、販売手数料を確保するためには、卸売価格も値下げをしなければなりません。

しかし、対応期間を定めた場合、値下げした卸袋販売実数と半額等値下げ袋の店頭販売実数を一致させることは不可能であります。

値下げした卸袋販売数を店頭にて半額等値下げして販売とした場合では、店舗によって対応期間にバラつきができてしまい、いずれにおいても対応終了間際には、大量購入等の発生により、町民の皆様にも公平に行き渡らず、混乱を招き、さらには一時品不足になることも予想されます。

また、町指定のごみ袋の販売収入は、じん芥処理における一番の特定財源となっております。

以上のことから、町指定のごみ袋を一時的に半額等にすることは、なかなか困難な状況と考えております。

なお、次年度からは、リサイクル可能なプラスチックごみを拠点回収する予定であり、そうなれば可燃ごみ袋に詰める量もある程度減り、ひいては購入する指定袋の数も減ってくると思われまますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の一、二年間、水道料金の値下げはできないものかとの御質問であります。議員御承知のとおり、水道事業は、企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式となっております。

水道事業は、取水施設、浄水場、配水池、配水管など多額の設備投資が必要であり、これらの設備は維持管理が不可欠なことから固定費の割合が高く、施設運転・保守、水質管理、料金徴収などの業務に人件費も必要となります。また、建設した設備は年々老朽化するため、将来の更新費用を見越した減価償却費も必要となります。

一方で、人口減少により、水の使用量が年々減少傾向にあり、このことに伴い営業収入も減少となっております。

施設運転に係る電気料金、施設老朽化に伴う更新費用は、近年の物価高騰により増大しておりまして、さらに今後、PFAS等の新たな水質基準に対応するための水質検査料増加などもコスト増の原因となっていくものと懸念しております。

そのほか、将来発生が懸念される南海トラフ地震への対策として施設の耐震化なども更新費用を増加させる要因となっております。

こうしたことから、水道料金の値下げは困難な状況と考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○11番（山本博士君）

はい、ありがとうございます。

困難であるというのは分かってはおるんですが、これ、なぜ1年から2年と断定、限定したかについては、ガソリン税の暫定税率なんです、1リットル25.1円の廃止が2026年の4月から、そして小学校の給食費の無償化が2026年の4月からというふうな、内容の合意となって決定ではないんですが、これを信じて1年から2年というふうな限定にしたわけなんです、また、5月10日の新聞には、消費税減税を見送る意向を伝えたとあります。

今、一番大変な思いをしている国民に対して、寄り添った施策は先送りされている現状です。今回も町民の皆様のいろいろなお話を聞く中で、北高寮を建てるより、近永駅を改修するより、物価が高騰して困っている町民に目を向けた施策をしてほしいという多くの声があり、その中で、ゴミ袋の半額や水道料金の値下げなど僅かではあるんですが、大変身近な生活に関連した声がありました。ぜひ、町民の皆様の声を聞き、いま一度答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

私も町全体を回りながら、今、山本議員が言われた趣旨のことを複数の方から伺っております。

今回の物価高騰対策、長引いておりますことについて、では議員が言われるとおりに、その分に財政支出をするということも必要な部分もあるかもしれませんが、やはり今回の物価高騰については、長期間にわたる部分がある。そこら辺りを町のほうで一気にその分を事業を展開するということは、あまりにも困難な状況ということは御理解いただけるんじゃないかなと。

やはり国としてしっかりとした施策を展開していただくということが、今の私の立場から申し上げる部分ではないかなと思うわけであります。

昨年、一昨年と、物価高騰対策で補助金を国から交付されたときに、水道料の値下げ等については実施しておりますし、一番町民の方々、なるべく多くの方にその恩恵が受けられるようにということは考慮はいたしておりますけども、国の施策というものについて期間限定の部分がありますので、この年度年度で区切られた部分について、再度各首長もこの物価高騰対策に対する要望については続けておりますので、そこら辺りも御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありませんか。

○11番（山本博士君）

国の施策と町ができることというのを考えたときにですね。これ3月22日の愛媛

新聞だったと思うんですが、西条市でしたか、無料の指定ごみ袋を出されたと。使用期限については検討中というふうな文面が掲載をされておったんです。1年間とは言わず、ごみ袋も半額とは言わず、できるもの、できることはないのか、いま一度答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

多分山本議員が言われるのは、（１）（２）も含めて、町としてできることを考えたかどうかというふうな御意見だと思いますので、そこら辺りはもう少し時間をいただきたいなというふうに思います。

ただ、議員から言われれば、緊急性があるよということもあると思いますので、少し考えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

○11番（山本博士君）

はい、了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）についてです。再質問はありますか。

○11番（山本博士君）

今ほどお時間をいただきたいということですので、了解は大体しているんですが、町長も言われましたように、今年の1月、2月の水道料金2か月分ですね。基本料金の減額が実施されたということで、水道のことに關しては、兵頭議員が大変詳しいのでちょっと参考にさせていただいたのですが、そのときの金額が20立米が5,170円ですね。それを3,300円になっていました。この2か月分ができるのであれば、できれば水道料金も同じような形で進めていただいたらなと思うんですが、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道料金を国の支援を受けて2か月間減額したんですけども、できればそれを続けたいんですけども、もうそれをずっと続けることについては差し控えた。その途端に町民の方からですね。やはりどうしてまた上げるんぞというような御意見もいただくわけですよ。やはり下げるのは簡単なんですけども、上げるのは本当に難しいんですよ。多分御理解いただけると思うんです。やはりそこら辺り、施策として展開する場合には、長期的な部分というものも見据えながら、できればごみ袋も下げるように

したい、もう気持ちは本当そこにあるんですけども、なかなかそこまですぐに申し上げられないのが悔しい部分でもありますけども、ただ、町として、どういう面でこの支援できるのか、国とは違ったところでどういうことができるのかということは検討させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問はありますか。

○11番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については終了します。

それでは、山本議員、質問2ついて質問を行ってください。

○11番（山本博士君）

質問2、農道橋、林道橋の管理について。

限られた財源の中、農道橋、林道橋を長期にわたり安全に利用していくには、定期的な点検と適切な安全対策によって維持される必要があります。

次のことについて伺います。

(1) 町内の農道橋、林道橋について、農道台帳、林道台帳に載せているのか。

(2) 農道橋、林道橋の点検について、どうされているのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の2番目の農道橋、林道橋の管理についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内の農道橋、林道橋について、農道台帳、林道台帳に載せているのかとの御質問であります。

農道橋は、農道台帳に5橋登載しており、林道橋は、林道台帳に26橋登載しております。

なお、農道は、町内766路線中、日吉地区の5橋のみ登載している状況です。他の地区の農道台帳には、橋梁の表記がないため、把握できていない状況です。これにつきましては、現在農道台帳の整理を行っておりますので、今後把握できると考えております。林道については、町内78路線の全ての橋梁を登載しております。

次に、2点目の農道橋、林道橋の点検について、どうされているのかとの御質問で

あります。

農道橋の点検につきましては、農道保全対策の手引き及び愛媛県橋梁定期点検マニュアルに基づき、国庫補助事業で整備した橋梁1橋の点検を平成29年度に実施いたしました。さらに、令和4年度には、橋長の長い1橋を追加し、2橋の点検を行っております。

また、林道橋につきましては、林道施設長寿命化対策マニュアル及び林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインに基づき、平成29年度に21橋の点検を実施いたしました。さらに、令和5年度には26橋の点検を行っております。

なお、橋梁の状態は、経年劣化等によって変化することから、5年に1回をめぐりに点検を実施してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本博士議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○11番（山本博士君）

御答弁ありがとうございます。

今ほどの御答弁の中に、農道台帳に載せている農道橋は5橋、林道台帳に載っているのは26橋とありましたが、林道橋については路線が1本1本決まっていて、谷根をまたいでというふうな台帳をつくりやすいかなとは思いますが、農道橋の場合は、河川改修で河川を横断していく農道橋があったり、様々なケースで農道橋があるのではないかと思うんですが、大変台帳をつくりにくいかと思いますが、その辺の台帳今作成しているということなんですが、やっぱり台帳を作成していなければ、橋梁の補修とか何か分からない現状ではないかと思えます。

ぜひ、農道、林道台帳は、農道橋、林道橋の現状を把握し、適切な保全対策を検討するための基礎資料として活用していくものなので、ぜひ作成を急いでほしいなと思っております。また、それによって、農道橋、林道橋の長期寿命計画もつくっていかなければならないのだと思うんですが、その辺の答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

農道橋につきましては、日吉地区の橋梁しか今表記がない状況なんですが、旧広見町の農道につきましては、農道台帳に全て路線は登載できておりますが、その中に、橋梁の表記がないということで、現在担当者が、当時の図面がございませんので、ま

ず航空写真、また公図などを使ってですね。まず、そこから橋梁を把握していくという作業になります。

先ほど町長から説明あったように、766路線ございますので、かなりの時間、それから手間が必要かと思えます。順次、そこら辺は把握に努めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

林道橋につきましては、議員言われたように、路線がはっきり分かっておりますので、その中で林道橋の表記があり、全路線の全橋梁について把握できているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○11番（山本博士君）

これ橋梁をそういうふうに農道橋の台帳をつくっていく中で、どういう基準で農道橋のことを何というんですか、何もかも農道橋として取り扱うのか、それとも基準があって取り扱うのか、その辺答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

現在取り組んでおりますところは、幅員が1.8メートル以上の路線について、まず図面を作成するところからスタートしております。農道ですので、車両が通れないような幅員のところもございます。ですので、まず、そこからスタートさせたいと考えております。

以上です。

○11番（山本博士君）

今、幅員だけのことを言われましたが、その橋長的な面は。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

農道橋につきましては、個別の施設計画を橋長15メートル以上のものを作成するようになっておりますので、まず、そこからスタートだと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

では、山本議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○11番（山本博士君）

農道橋、林道橋も農村地域では生活の経済活動を支える重要なインフラと私は認識しております。点検によって、ひび割れとか、漏水、そしてまた、さびとか、塗装の剥がれによる劣化などの異常を早期に発見するという大変大事なことですので、従来の自己保全型の維持管理より損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全型の維持管理へ転換しているところもあるようなので、鬼北町もそうすべきかと思うんですが、その辺どのようにお考えか答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

点検につきましては、町長の説明があったように、平成29年に点検をスタートしまして、農道につきましては、令和4年度に実施。また、林道橋につきましては、令和5年度に全橋の点検を行っておるところです。

林道橋につきましては、その点検の中で異常箇所、異常があるというか、修繕が必要な橋梁が2橋、その中で判定されましたので、それにつきましては、今年度の予算で修繕工事をスタートさせる予定でございます。それによって、今後、架け替え以前に修繕で維持管理ができるようなことで、費用が少なく済むと考えておりますので、そのような点検を町長の答弁にもありましたように、5年に1回をめぐりに計画して、その中で異常のあった橋梁につきましては、さらに、そこから設計、また修繕という流れで、全体の経費を削減していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○11番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、2番、入田伸介議員の一般質問を一問一答方式で行います。

入田議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

入田議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

議席番号2番、入田伸介です。

通告のとおり御質問いたします。

質問1、町の財政状況について。2024年11月の広報きほく、令和5年度鬼北町財政状況の公表において、一般会計における本町の公債費残高は令和5年度末で約120億8,000万円とありました。

そこで御質問します。

1番、令和5年度末の実質町負担額は幾らか。

2番、町長は、これからも多くのハード事業を展開する御予定のようですが、ランニングコストも含め、それらの財源は何か。

3番、同紙には見込みではございますが、令和14年度には実質公債費比率が15.6%に達するように記載されておりました。この数字には、先ほど申しました、これから実施する予定の事業は含まれているのか。

4番、実質公債費比率は18%を超えると、地方債許可団体に移行いたします。その数値に肉薄すると思われませんが、これに関してどう思われるか。

5番、同じく、公債費比率も警戒ラインである15%を既に超えており、16.2%となっておりますが、この点についてどう思われるか。

6番、町のバランスシートを見ると、過去と現役世代までで残した純資産、これに対し、将来世代に負担をかける負債の割合が年々増加しているようですが、これについてはどう考えるかをお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の1番目の町の財政状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の5年度末実質町負担額は幾らかとの御質問であります。令和5年度末時点での一般会計公債費残高は、約120億8,000万円であります。これに対し普通交付税で措置される額につきましては、90億9,000万円程度と試算し

ており、交付税措置額を差し引いた町の実質負担額は、29億9,000万円程度と試算しております。

2点目の町長はこれからも多くのハード事業を展開する予定のようだが、ランニングコストも含め、財源は何かとの御質問であります。

ハード事業につきましては、それぞれの目的により財源は異なりますが、一般的に、まずは国または県の補助金がないか調査を行い、該当する補助金がある場合は、その補助を活用し、補助の残りについては地方債を借り、補助がない場合は全額地方債を借りるという場合もございます。なお、地方債の元利償還金に対しましては、目的ごとに措置率は違いますが、普通交付税において措置されるものがほとんどになっております。また、ランニングコストにかかる財源につきましては、いわゆる一般財源と呼ばれる税収や交付税などで賄うこととなりますが、事業によっては、その目的のために積み立てた基金がございますので、それを取り崩して充当していくこととしております。

次に、3点目の令和14年度には実質公債費比率が15.6%に達する見込みだが、これから実施する予定の事業は含まれているのかと、4点目の実質公債費比率が18%を超えると地方債許可団体に移行するが、その数値に肉薄しているのではないかと御質問についてであります。いずれも実質公債費比率に関連することですので、併せてお答えをいたします。

町では、中期行財政計画という計画を策定し、これから先10年間に予定されている事業を含めて財政状況の将来推計をしております。しかしながら、将来に係る費用を正確に捕捉することは困難であるため、実際の予算編成や事業実施に当たりましては、その年度ごとに、町税や交付税の状況や国・県の動向、基金残高等を見極めた上で、各事業を精査し、計画についても毎年見直しを行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、実質公債費比率が18%を超えますと、町債を発行する際に県の許可が必要となり、許可の条件として、公債費負担適正化計画の策定が必要となり、原則7年以内に18%未満に低減することが求められます。

鬼北町では、18年前の平成19年、合併して2年目ですけれども、平成19年度決算において、実質公債費比率が19.5%と18%を超えたことがあり、公債費負担適正化計画を策定した上で、各種の取組を行うことで、平成22年度決算では、16.6%と18%を下回りました。その後、令和2年度決算の5.8%まで低減を続けました。近年整備いたしました保育施設や広見中学校、高校寮等の償還金本格化し、上昇傾向に転じたところであり、7年後の令和15年には15.6%に達すると見込

んでおります。

今後、中期行財政計画、予定されていないハード事業を行いますと、率の上昇も考えられますが、毎年、計画を見直し、財政的なシミュレーションを行い、事業のローリング、平準化等を行いながら、必要な事業は行い、住民サービスの低下につながらないような財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の公債費負担比率が警戒ラインの15%を超え、16.2%となっているが、この点についてどう思うかとの御質問であります。公債費負担比率は、一般財源、使途が制限されていない財源ですけれども、このうち、どれだけを公債費の返還に充てたかを示す指標であり、比率が高いほど財政構造の硬直性が高いと言われております。

本町の令和5年度決算における公債費負担比率は、16.2%であります。各種施策を実施するに当たっては、一般財源のみではなく、目的に応じて積み立てている各種基金を活用しているため、地方債の返済額が多くて施策が実施できないという状況に陥ってはおりません。

次に、6点目のバランスシートによると、総資産に対し負債の割合が年々増加しているが、これについてどう考えるかとの御質問であります。負債が増加している要因といたしましては、地方債が主なものであり、令和4年度に約21億円、令和5年度に約16.7億円、16億7,000万円増加しております。令和4年度には、きほくの里保育園、広見中学校、令和5年度には、認定こども園さくら、日吉夢産地、ジビエ施設、成川休養センターなどの整備に係る地方債を借り入れたため、増加したものであります。

これらの地方債につきましては、主に過疎債、合併特例債などを借りているため、借入額の約7割は普通交付税において措置されることになっております。

また、地方債には、財政負担を平準化するという側面があります。公共施設は将来にわたって利用されるものですから、現世代の方のみが負担することのないよう、世代間の負担の公平性等を勘案しながら、住民サービスを展開していくことが大切だと考えております。

以上で、入田伸介議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○町長（兵頭誠亀君）

1つだけ訂正させてください。

6点目のバランスシートによると、総資産と申し上げましたが、純資産の間違いでございます。申し訳ございません。

○議長（芝 照雄君）

質問1、（1）についてはよろしいですね。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、続きまして質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

これから行われるハード事業は、主に補助金を優先し、その後、地方債等を活用するという御答弁であったかと思われませんが、地方債を活用することによって、この実質公債費比率が上がっていくことはないんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

地方債を利用することで実質公債費比率が上がることはないかという御質問であります。地方債の種類によりまして、交付税によって措置される額があります。それは起債の種類によって率が違います。30%であったり、50%であったり、今のほうで主に借りております過疎債でありましたら、元利償還金の7割が交付税でバックされるという形になっております。過去にも合併特例債といった、そういった有利な起債を主に借りてまいりました。

交付税措置のない起債を借りた場合は、どんどん元利償還金が増えていく、措置がないものですからどんどん率は上がっていきませんが、交付税措置の高いものを借りれば借りるほど伸び方は鈍化していくというような形になります。全然伸びないというものではありませんが、残った3割部分が幾らかずつ増えていくので、徐々に率は上昇していくというところでございます。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

過疎債及び合併特例債について御説明いただいたんですけれども、たしか過疎債はまあ言ったら3割の自治体負担ということは理解、承知してはおるんですけれども、ただ、この3割の負担ということで、そんなことはないと思うんですが、その起債に

対する査定、これが甘くなってしまうのではないかと。

特に今回、広見中学校から始まりまして、ここ数年で約52億の起債をされていると思うんですけども、ちょうどその時期というのは、関西圏で万博の建設が始まっていた当初と重なるかと思えます。資機材がどんどん上がっていく中で、果たして、この52億円の起債というのが、適当であったのかというのも私すごく気にはなるんですけども、そういった査定が甘くなるどころ、あるいはこの事業はどうしても必要だという切迫感、これが薄れたことはないか、この2点をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほど議員が御指摘のこの近年の50億の部分の約40%は、広見中学校の部分であります。この広見中学校の改修については、私は改修のある4年ほど前にエアコンを整備しまして、各小・中学校。ですから、そのときには、広見中学校の改修はもう少し先だと考えておりましたけども、広見中学校が昭和50年当時につくられた後です。ね、四十数年たって、何回も大規模改修しても、幾ら天井を防水シートをしてもです。ね、横殴りの雨、また、いろんな集中豪雨のときにです。ね、授業中に雨漏りがして、たらいが、いっぱいバケツがあるという状況があったことをその当時の町議会の方みんなに見ていただいとるんですよ。それで、これはいかんぞということで、あの当時、議員さんのほうから何とかせないかんことないかというふうな御意見があったことも確かでありまして、その20億の借金というものが、普通の家であれば、家を建てたときに借金が増えるのは私当然だと思うんですよ。町内で前の町長さんがこの建物を改修したときが7億でありまして、広見中学校の改修というのは、1つの町の一番大きな事業規模になるんじゃないかなと。その公営企業法をのけて、その部分について借金が多くなるということは、私当然のことだと思うんですけども、それが一部、今の過疎化における保育所、または30年かけた奈良山等妙寺の改修、史跡公園のちょうど分岐点が重なったということがありまして。入田議員がよく言われる、ここにハード事業と書いておりますけども、いずれにしても、それぞれの議会においてしっかりと審議していただき、不安な面というものももちろん当然御指摘はいただきましたけども、今やることについて、ある程度の御理解をいただいたというふうに思っております。

逆にです。ね、今過疎債を一生懸命借りておるんですけども、旧の広見町、日吉村の当時はです。ね。あれは橋本政権のときだったと思うんですけども、もう景気対策ということで、過疎債の起債は、全国で言う、国の地方債計画には、過疎債の借る枠はなかったんですけども、違う臨時地方道整備事業債という起債がありまして、これで

道路、橋梁について、この町はこれぐらいの事業規模をやってほしいという本当に厳しい要請があってですね。その当時、1億、2億、3億の道路事業をやった記憶がありますけども、そのときには交付税措置は30%でありました。それがようやく借金が終わったぐらいだと思うんですけども、そういうような状況もありまして、過疎債というものの重要性というものは、うちの財政当局は理解しておるつもりでありまして、その分についてチェックが甘いと言われる部分が、もしあるとすれば、そこら辺りは苦肉の策の財政政策というふうに御理解いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほどの予算執行ですので、議会の承認は得ているというふうな御答弁がありました。確かにそれはそうやと思うんですけども、私その当時はこの一員ではなかった。ので何とも言いませんけれども、それも含めて、これから見させていただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

答弁はよろしいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1の（3）について再質問を行ってください。

ありませんか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、続きまして、質問1の（4）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほど御答弁の中で、実質公債費比率の18%を超えることは、その都度、審議をするのではないといいますか、しないようにされるというふうな趣旨の御答弁だと思うんですけども、これ、とりもなおさず、18%を超えないというふうに予算を組んでいくということなんですかね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議長、反問権、構いませんか。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

数字のことを聞かれとるんですけども、議員が御指摘の部分は、超えるか超えないかということだけをお聞きされとるんですか、それとも何かそのほかに、そういう意味があるんでしょうか。ちょっと分からないんですけども、答弁しにくいんですけども。

○2番（入田伸介君）

私は18%を超えることによって、地方債許可団体に移行するというのが心配になるわけでありまして、単純に18%の数字のみをお伺いしとるところです。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

先ほどの町長の答弁にもあったんですが、中期行財政計画というのを毎年見直しをしております、今後10年間でどういった事業をやっていくかというのを洗い出しまして、その財源、起債額等から実質公債費比率についても計算をしております。

先ほど広報誌の中で15.6%まで上がるというようなところがあったかと思うんですが、それもその見込みによって、そこまで上がるだろうと。

去年の中長期行財政計画と今年の中長期財政計画では、また中身が変わってきます。去年、予定になかったものが入ってきたりしますので、その都度、毎年毎年見直しをかけております。去年の段階では、15.6%がピークと考えておりました。今後、議会前の全協であったかと思うんですが、改質リグニン等の事業を入れた試算を今現在しておりますが、それでも18%には届かないというような今試算をしておるところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

1つだけ付け加えるのんですけども、この数字の話をされますけども、やはり財政計画をつくる上では、現在の地方交付税がどのように推移していくかということを財政係のほうでは、現在の物価指数とか、ああいうものを見た平均としてパーセンテージ

で上げていくのですけども、ただ、現在の状況です。昨年が日本の税収、最高の税収であったということで、普通交付税の原資は増えておるのですけども、もう既に地方のほうに出す普通交付税が、国の税収が減ったときに交付税特別会計というもの、国の特別会計があって、そこで借金をしとるものですから、その返済に充てられとるもので、何ぼ税収が増えてもですね、各自治体のほうに交付する金額というのは、結局国のほうで調整されてしまうという現状があるんですよ。

ですから、様々な国の政府の方針によって交付税が一気に落とされたときには、その分母が下がるわけですから、一気に上がってしまうとかあって、それを他人のせいにするわけではありませんけども、予想外の展開が生じることも可能性としてはあるということもお含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

私も今、町長答弁いただいた、その点を心配する者の1人なんですけれども、確かに地方交付税、これから恐らくですけども、減ることはあっても増えることはないと思っております、この過疎債でも何でもそうですけど、起債する場合、結局将来世代にまあ言ったら借金といいますか、その負担を負わす形になると思うんですけれども、今までであれば将来世代と言ったら、おまえらもこの学校を使うでしょう、保育所を使うでしょうということで、そやけん、多少は面倒見ちゃってくれやという形で、将来世代への負担ということで理解されやすかったと思うんですが、これから人口も減っていきますし、そういったところを考えますと、地方税そのものも減るだろうし、各種国税も減っていくであろうと。

そうすると、先ほど町長がおっしゃったように、地方交付税ももちろん減っていくわけですから、将来世代のほうが今の我々よりも苛酷な状況に置かれるのではないかと思っております。

そこで、私、今回この質問をさせてもらったのは、もう起債、なるべく補助金を使う、割のいい地方債や過疎債等を使うという御答弁ですけれども、結局は将来にその負担を持っていく。将来は今よりも苛酷であろうと考えた場合、どうしても事業そのものを見直していくというやり方も必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

これ、今の話の付け加えなんですけども、これまでも小泉内閣のときにですね、三位一体の改革のときに、交付税を減らされまして、当時の旧広見町の業者さん、土木建築業者さんが、3社、4社と廃業に追い込まれたということがございます。そのときは、人事院勧告の指導以外の町独自で人件費を、私、ちょうどそのとき財政係長だったんですけども、人件費を削減した記憶がございます。本当に職員からも非難を受けたんですけども、やはりそれぞれの時期時期によってタイム、先ほど言いましたように、長期間ではなしに短期間に政府の方針としてあるということは、議員がおっしゃったとおりだと思っています。

ただ、将来の子どもたちへの負担というふうなことを話をされますけども、我々が子どものときもですね、旧の広見町の時代、旧の日吉村の時代に小学校を建て替え、中学校を建て替え、そのときには、今で言う公債費負担比率のほうは18を超えた部分があるわけでありまして。やはりそれぞれの時々によって、その借金というのは、それぞれの先代が残してくれた財産として考えるべきなんじゃないかなと。それをやらなかった場合には、それだけの住民サービスはできないということにもなりかねないんじゃないかなと思うわけです。

私は、広見中学校を例にしましたけども、あのときに各議員さんがですね。議員さんのせいにするわけではない。議員さんが「おまえ、これ何とかしてやれよ」と、「後々に回したから、今現実に中学生はあそこで勉強しよるぞ」というようなことを訴えられまして、私が考える以上にですね、議員さんのほうが、現在の子どもたち、教育にストップはできないというふうなお考えを示されたということがあります。

保育所においても、それから高校においても、やはり次の世代のほうにどのように前に生きた者たちが考えたかというものも残していく1つのそれも財産として考えてもらえればうれしいんですけども、入田議員が言われるように、借金そのものを心配していただくことが、一番今の町民の方々が思っていらっしゃるのであれば、そこについては、真摯に受け止めて、事業の見直しもあるときには考えないけんかなというふうには思っております。

以上でございます。

○2番（入田伸介君）

町長がおっしゃるのも私も理解はできるんですが、先ほど言われた、我々が子どもの時代の借金についてですけれども、我々が子どもの頃から、今と、先ほど私が言いたかったのは、これからの子ども、今の子どもたちが我々の世代になったときの、言うたら状況が大分違うんじゃないかと。だから同じ借金でも、恐らく負担度といいま

すか、彼らのほうが難儀するんじゃないかということをお心配しての私の質問でありました。

それと、広見中学校の件に触れられますけども、もちろんその当時の状況を考えると、私もそれは緊急といいますか、早くやってあげたいなという気持ちはありますけれども、先ほど申しました、関西圏で2,350億円程度の事業をやっているとき、やっぱり資機材はどうしても上がります。よく広見中学校であり、保育所であり、請け負われた業者さんも大変御苦労されたと思います。そういうようなときにやるのであれば、その規模をどうにかできなかつたのかと。その借金をそこまで負わずほどの規模じゃなく、そういう事業にすることができなかつたのかということをお聞きたかつたのですが、そしたら、この件はこれで私も了解いたします。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（4）についてはよろしいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では質問1、（5）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（6）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

私、個人の事業を営んでおまして、屋根工事のほうをさせていただいておるんですけれども、たしか消費税が5%から8%になったとき、年代はちょっと出てきませんけど、そのときに神社仏閣、お宮やお寺さんの依頼が多かつたのを覚えております。何でですかと総代さん等に聞きますと、やっぱり消費税が上がるということもあるし、今後、氏子や檀家が減るもので、もう今のうちに、俺の代でやっくんよという御意見でした。もう本当にごもつともな判断のされ方だと思っております。

やはりさっき何度も申しますけれども、将来負担ということをお考えて、今の時期から我々そういう見方でしていくべきだと思っております。

確かに必要な事業はもちろん取り組むべきだと思うんですけれども、そういった観点でいたいと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

私は今の世代、年代、それから次の世代、次の世代の次の次の世代に向けた事業として今取り組んでおる事業について、必要のないものはないと考えております。それぞれやはりなくしてはならないもの、また、新しく必要なもの、町を活気づけるもの、生きていくだけではなしに、人間として、ぜひともほかの町よりも、都会よりも、ここで住んでよかったと思えるような施策というものを、あらゆる角度からせなければならぬと思っております。

先ほど山本議員の御質問に、副議長の御質問、御意見のありましたように、今の生活というものの苦しい状況というものと、これから先の夢があるといいますか、魅力あるといいますか、そこら辺りも調整しながらというものが、本当に難しいのですが、できればそれぞれの部分必要、できる限り御理解いただけるように頑張ってみますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

総務財政課長が補足いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

将来負担の関係で1点だけ補足をさせていただきます。

財政健全化法の中に、四つ指標があるんですけども、健全化指標といまして、実質公債費比率のほかに、将来負担比率というものがございます。実質公債費比率につきましては、その年の元利償還金が分子になるので、その年の借金返済額が上がれば上がる。交付税分は引くのですけれども、将来負担比率といえますのは、その年度末の地方債現在高、これから先どれぐらい払わないといけないか、その残りで、そこから交付税で算入される分を引きます。さらに、町が持っております基金、いわゆる貯金の部分を差し引く、うちの場合、令和5年度決算でいいますと、数値なしというふうに出ております。数値なしというのは、数値がマイナスとして出ますので、なしという表記になるわけなんですけど、どうしてマイナスになるかといえますと、地方債現在高120億あるうち、90億程度交付税で入ってくる。さらに、基金がそれ以上に昨年度末でいいますと、54億ありますので、それを引くと分子の部分がマイナスになるということで、将来負担は出てこないというような判断比率となっております。

これにつきましては、今後10年間の試算をしておりますが、いずれもマイナスで、ここがプラスになったからどうこういうものではないんですが、このデッドラインは350%というふうになっておりますので、今のところ、近い将来大変なことになるというような状況ではないということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

私もそれは承知はしておるんですけども、私がどうして今回こういった質問をさせてもらったかと申しますと、まあ言ったら冒頭の質問に戻るんですけども、ここ数年で多くのことを手がけられている、町民の皆さんが、今説明を聞けば納得されると思うんですけども、そういった不安を抱えておる、そういった声が私のような者にできえ届いておりますので、先ほど町長の施政方針のほうでも触れられておりましたけども、きめ細やかな情報発信をされるという文言があったと思います。

そういったところも含めて、町民のほうに説明なり、情報発信していただければと思っています。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。いいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問1については終了します。

それでは、入田議員、質問2ついて質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

質問2、消防団の報酬について。消防団の団員の報酬が分団あるいは部ではなく、個人に支給されることとなりました。

そこで、1番、分団もしくは部の運営において幹部から何らかの声は挙がっていないでしょうか。

2番、機能別消防団は部管轄となっております。このことも含めて分団並びに部への交付金を増額へと見直す必要があるのではないか。

よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の2番目の消防団報酬についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の分団もしくは部の運営において、幹部から何らかの声は挙がっていないかとの御質問であります。前年度までは分団及び部の交付金の額についての声は挙がっておりませんでした。本年5月に開催いたしました、鬼北町消防委員会において、委員から、分団及び部の交付金について増額する必要があるのではないかと御意見があり、同日に開催いたしました、鬼北町消防団総会においては、各分団から分団及び部の運営に必要な交付金について残額が減少してきているとの御意見が出されたところであります。

分団及び部の交付金については、平成22年度に増額改正し、現在の額となっております。また、消防団員の報酬については、令和3年度までは団員個人の報酬は各分団を通じて支給していましたが、総務省消防庁の非常勤消防団員の報酬等の基準により、報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。分団・部経由で団員個人に支給することも透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給することとの通知があったことから、令和4年度からは全額を個人支給することとしております。

次に、2点目の機能別消防団は部管轄となっている。このことも含めて分団並びに部への交付金も増額へと見直す必要があるのではないかと御質問であります。分団及び部の運営については、消防団の活動内容により活動期間も長時間になる場合があります。機能別団員制度の導入により運営に必要な公務上の経費も増えることから、近隣市町の状況も踏まえながら、消防委員会及び消防団幹部会において交付金の額についての協議を行っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

それでは、交付金は増額されるかもしれないということで捉えてよろしいのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、交付金の額の増額についての意見も出されておりますので、今後の消防委員会、また消防の幹部会のほうで増額等についての協議を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

分団及び部交付金と申しますと、あたかも消防団、平たく言えば飲み食いに使われるのではないかという誤解があるかと思っておりますので、私のほうから説明といたしますか、させてもらいたいと思っております。

団員は、住民の生命や財産を守るために、火災現場であり、水防活動等々を展開いたしますが、幹部は、その使命とは別に団員たちを災害から守る使命があります。災害が終わった後に、無事に奥さんの元、家族の元に返すという責任があります。

そのために幹部の皆さんは、訓練をして、時には団員に厳しいことも言ったりすることもあります。そういった中で、消防活動が展開されるわけでありまして、台風が去った後であるとか、そういった災害出動の後には、そういったところのねぎらいも込めて、幹部は団員と懇親といたしますか、親睦を図るわけでありまして。

そういったときに個人報酬が入っているから会費でやるぞというのは、なかなか言いにくいと。そういった幹部、分団長及び部長の裁量で使うことのできる経費をという意味で、今回の交付金を増額させていただきませんかというふうに提案させていただきました。

先ほどの回答を聞きまして安心しました。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

ないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問2については終了をいたします。

それでは、入田議員、質問3について質問をしてください。

○2番（入田伸介君）

質問3、修学旅行の保護者負担について。昨今の物価高騰等様々な要因から修学旅行の費用が増大しております。比較しやすい毎回ほぼ同じ行程を採用する日吉中学校にお聞きしましたところ、保護者の負担は前回の7万5,000円から約9万7,000円に激増いたしました。そこで質問です。

（1）修学旅行の保護者負担に何らかの処置は講じられませんかでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、入田伸介議員の3番目の修学旅行の保護者負担についての御質問にお答えいたします。

入田議員御指摘のとおり、日吉中学校修学旅行の保護者負担額は、前回令和5年度に実施された修学旅行と比較して、おおむね2万円程度増加しております。

この保護者負担額の増加の主な要因といたしましては、まず、令和5年に国土交通省が貸切りバスの運賃制度を見直し、公示運賃額の基準が改定されたことが挙げられます。この改定により、バス会社が提示する運賃が全体的に引き上げられたため、修学旅行において利用する貸切りバスの料金も従来より高くなっております。

次に、旅行先である京都府・大阪府は、近年訪日外国人観光客から人気を集めている観光地であり、宿泊施設の需要が非常に高まっております。

特に今年は、2025年大阪・関西万博が開催されていることもあり、ホテルの宿泊料金が例年と比較して大きく高騰している状況にあります。

これらの要因が重なりまして、結果として、保護者の方々の負担が大きくなってしまったものと認識しております。

今年度の旅行計画は、既に決定済みで見直すことは現実的に難しい状況でございます。そのため、中学校の修学旅行費用に関しましては、今後、補助金による支援を検討してまいります。

なお、来年度以降におきましては、費用の増加を抑えるための予防的な取組が必要

であると考えております。

教育委員会では、鬼北町立学校修学旅行実施要綱において、「旅行計画は、教育的に有効・適切であるとともに、保護者の経費的負担が過重にならないよう特に考慮して実施すること」と定めております。この内容を改めて全学校に対して周知し、旅行計画の段階から保護者負担額の抑制に十分配慮するよう、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

また、保護者の負担軽減に資する方策として、例えば複数校による合同での修学旅行実施による規模のメリットの活用、少人数のメリットを生かして、貸切りバスに代わって飛行機や鉄道など公共交通機関を活用するなど、多様な選択肢を検討していくことも重要であると考えております。

これにより、費用の軽減だけでなく、より多様で豊かな学習体験の提供にもつながる可能性がございますので、各学校に対して実態に応じた検討をするよう要請をいたします。

今後も保護者の経済的な負担に十分配慮しながら、教育的意義を損なうことのない修学旅行の実施を目指し、柔軟かつ実効性のある対応を進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

それでは、これで入田伸介議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

再開を2時45分とします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は、質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

議席番号5番、兵頭稔。

先に通告のとおり、3点、一般質問を行います。

質問1、人口減少対策について伺います。

人口減少対策として自然減少対策と社会減少対策の両方があると思われませんが、鬼北町においての対策について伺います。

(1) 住みやすい環境づくりの1つとして住宅があると思いますが、鬼北町の公営住宅において、収入が多くなると家賃が上がると転居を余儀なくされ、人口の減少になってきたと思いますが、収入が多くなると家賃が上がるシステムについて、町はどのように考えているかお伺いします。

(2) えひめ南農協が縮小するとうわさされていますが、農業従事者は将来が不安で他の地域移住を考えていて人口減少につながると考えられますが、町の対策について伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の1番目の人口減少対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の住みやすい環境づくりの1つとして住宅があると思うが、鬼北町の公営住宅において、収入が多くなると家賃が上がると転居を余儀なくされ、人口減少になってきたと思うが、収入が多くなると家賃が上がるシステムについてどのように考えているのかとの御質問であります。

町が管理している公営住宅は、公営住宅法に基づいて、低額所得者に賃貸することを目的とし、国の基準により運営しております。入居できる収入を超過した場合については、明渡し努力義務を課すとともに、家賃につきましても、段階的に割増家賃を課すことが管理条例によって定められています。

収入超過者に対する措置は、条例による必要な措置であります。鬼北町での居住を望まれる方が、やむを得ず町外へ転出するということは、人口減少につながりかねない重要な課題だと認識しております。

現在、鬼北町では、世帯の月の所得が15万8,000円以上、48万7,000円以下の世帯を対象といたしまして、固定家賃で入居のできる特定公共賃貸住宅の供給も行っております。

収入超過の世帯に対しては、この特定公共賃貸住宅への移転支援を行っておりますが、愛治地区に12戸、日吉地区に10戸と地区が限定されることから、御要望に合わない場合もございます。今後、様々な世帯の方が、安心して鬼北町に居住できるように、長期的な視点で住宅施策を進めるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のえひめ南農協が縮小すると言われており、農業従事者は将来が不安で、ほかの地域移住を考えて、人口減少につながると考えられるが、町の対策について問うとの御質問であります。

これまでに、えひめ南農業協同組合の各支所においては、一部の事業が停止されてきましたが、直近では、令和7年3月31日付で、愛治支所において行っておりました全ての事業が停止されました。今後も他支所の一部事業について内部で検討されているようであります。

議員の御指摘のとおり、えひめ南農業協同組合のような農業者をサポートする多様なサービスを提供し、農業振興を担う重要な組織の事業停止は、農業従事者に対して大きな不安を与える可能性があることは承知いたしております。

そのような中、町としては、農業従事者や農業を志す新規就農者が、希望を持って安定した農業経営を目指せるような農業振興施策を展開していくことが、今後より一層必要だと考えております。自治体として選ばれる町となれるよう、今後も町が取り組む農業振興に御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

今、町長の回答なんですけど、この公営住宅管理制度の改正が、2007年12月27日かな。この行われた改正のとおりで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今の御質問ですが、2027年。

○5番（兵頭 稔君）

2007年。

○建設課長（佐子 司君）

2007年。すみません。2007年の資料は、ただいま持ち合わせていませんので、後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○5番（兵頭 稔君）

そのときになんですが、家賃の算定基礎というのがあるんですけど、それもついでに調べてください。

市町村立地係数というのが（A）になっているんですよ。それは鬼北町、近永地区とか、日吉地区とか、三島地区とか、全部係数が違うと思うんですよ。その係数について教えてください。それ1つですけど、四つあるんです。A、B、C、Dと。それから規模係数Bですね。それから経過年数係数、それと利便性係数ということで、0.3から1.3ぐらいの割合で家賃をはじくときに出せる係数なんですけど、それについて鬼北地区は0.3とか、0.5とかいうふうになっていると思うんですけど、その辺ちょっと分かりましたら教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

国の基準では、確かに家賃を算定するときに、立地係数、規模係数、経過年数の係数、利便性の係数、これを掛けたもので家賃を算定いたします。今現在鬼北町の地区によって様々利便性とか、立地係数とかは変わってきますが、例えば国遠であれば、立地係数が0.7、規模係数が65平米のもので0.9784、経年係数が0.7378、利便係数が0.95、応益係数が0.48003となっております。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

今のは国遠と言われたんですけど、日吉になると、物すごい違うと思うんですけど、どなんですか、日吉の地区は。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今、資料は持ち合わせておりませんが、町内住宅、何十か所かありますが、その土地、建っている地区それぞれ違いますので、全部お調べしたほうがよろしいでしょうか。日吉だけで。日吉はちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○5番（兵頭 稔君）

日吉地区でも植松団地とかいろいろ新しくなった分があると思うんで、その係数が多分全部違うと思うんですよ。その辺ちょっと分かったら表にさせていただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、後刻でよろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（1）についてはいいですか。

○5番（兵頭 稔君）

今鬼北地区に住まれて、現在住所は県外で、実際生活は鬼北地区でされているのに住所はよそという方がどれぐらいおられるかというのが分かりましたらお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それは行政に分かるんですかね。国土調査の調査でも住所がないと分からないということですので、今、兵頭議員が言われた方がいらっしゃることは私も承知しておりますけども、人数がどれだけという的確な数値は行政のほうでは把握していないと思います。

○5番（兵頭 稔君）

今、町長は把握されているということなんですが、何人かおられるということなんですけど、その方を鬼北町に住所を移せるような方法で、少しでも特典があるというふうな方向に持っていかれたら、少しでも税収になるんじゃないかと。そんな何かちょっと1人でも2人でも増やす方法を何か考えられないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

質問ですか。答弁は要りますか。

○5番（兵頭 稔君）

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

南農協のうわさなんですけど、これなしになると、ATMもなしになるとかいうふうな話もちらっと聞くのですが、その辺、ATMがなしにならないように、日吉の場合だったら、夢産地につけるとか、そういうふうなことは考えられているかどうか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

愛治の状況というのは把握しておりますけども、ATMとか、えひめ農協のほうの様々な施策の展開、それを廃止するというような状況について、行政のほうに報告がないんですよ。ですから、すぐにそれに対応できないんですけど、うわさとして、また農協の関係者の方から話を聞くということなんですけども、住民生活に支障が出るということであれば、行政としてその部分について農協のほうにあらかじめ要請をするということではできようかと思うんですけども、ただ、御承知のとおり、農協の再編というのは全国で起きておりまして、愛媛県内統一というようなところも最終的には考えていらっしゃる方向というものを伺っておりますので、その流れの中で、各市町がどのような影響を受けるのかということは、まだ全てを把握したわけではございません。そこら辺りも御理解いただきたいなと思います。日吉のATMも私も今初めて伺いました。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については終了します。

質問3について質問を行ってください。失礼しました。質問1が終わりまして、次

に質問2について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問2、危機管理について。これ一応質問の要旨としてつくったんですが、最近5月20日前後に、この書いたとおりのことを実際にもう工事が始まってるんですよ。その工事が始まった経緯というのが分かりましたら説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○5番（兵頭 稔君）

内容は要りますか。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、（1）（2）の質問も行って、一応通告制なので読み上げてください。

○5番（兵頭 稔君）

では、すみません。質問だけさせていただきます。

この冬の大雪で数日間も身動きのできない状態が続いたと思いますが、今回は病人もなくて幸いだったのですが、今後ますますいろんなことが想像されますので、次について伺います。

（1）この冬の大雪により、町道犬飼線で倒木があり、停電がありましたが、その後、犬飼線の保守管理について伺います。

（2）町道犬飼線の倒木は整理されていますが、犬飼川の河川状況などはどのような状態なのか御存じだと思われませんが、川の中に倒木が何本かあり、大雨が降ると川の水をせき止め、道路上に水があふれるおそれがあります。河川の管理責任は県にあり、倒木については個人所有になっており、勝手に取り除くことはできません。町としてのこの対応について伺いますという質問です。

○議長（芝 照雄君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の2番目の危機管理についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のこの冬の大雪により、町道犬飼線で倒木があり停電があったが、その後、犬飼線の保守管理について問うとの御質問にお答えをいたします。

犬飼線の保守管理につきましては、地域の皆様からの要望や通報によりまして、随時対応をしており、落石防護ネットの新設や補修及び土砂の撤去等を随時行っております。先月におきまして落石や倒木による通行制限の情報を地域の方を通じていた

だき、緊急で作業を実施したところであります。

建設課職員が計画的にパトロールを実施することは行っておりませんが、各工事箇所や作業現場、立会を求められた現地等に出向く際に、異常がないか目視での確認をして異常の早期発見に努めているところでもありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の町道犬飼線の倒木は整理されているが、犬飼川の河川状況などは、どのような状態なのか御承知だと思われるが、川の中に倒木が何本かあり、大雨が降ると川の水をせき止め、道路上に水があふれるおそれある。河川の管理責任は県にあり、倒木については個人所有になっており勝手に取り除くことはできない、町としての対応について問うとの御質問であります。

一級河川につきましては、御案内のとおり、県の管理でありますので、南予地方局へ問い合わせたところ、河川内の倒木については、倒木の河川阻害状況や背後地の土地利用状況を勘案しながら、順次、撤去作業を実施したいとのことでありました。

町といたしましては、連絡いただいた箇所については、現地を確認し、県に情報提供をいたしております。

以上で、兵頭稔議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問。

○5番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

なし。それでは、質問2については終了をします。

それでは、兵頭議員、質問3について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問3、水道事業について。京都府では、昭和34年設置の水道管が破裂している状況が見られています。鬼北町では、平成15年までに全て交換が終了しましたが、その後も30年を経過したとして再交換が実施されています。

そこで、下記について伺います。

(1) 令和6年度の9月定例議会で施設の耐用年数について質問を行ったところ、水道管については、およそ30年程度で交換、電気設備については10年と言われましたが、その根拠について伺います。

(2) 広報きほく241号において、水道だよりが記載されておりましたが、6、

481万3,000円の純利益があり、資本的収支が2億9,409万1,000円の赤字となっておりますが、その原因について伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の3番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和6年9月定例議会で施設の耐用年数について質問を行ったところ、水道管については、おおよそ30年程度で交換、電気設備については10年と言われたが、その根拠について問うとの御質問です。

水道施設の耐用年数の根拠は、施設の種類、材質、使用状況、設置環境など多岐にわたる要因に基づいておりまして、一律に定められたものはございませんが、一般的には、おおむね3つの判断基準が用いられております。

1つ目は、地方公営企業法施行規則に定められた減価償却計算に用いられる年数。

2つ目は、施設の材質、設置環境、使用状況、維持管理の状況など物理的な要因に基づく物理的寿命。

3つ目は、施設の維持に係る費用対効果、社会情勢の変化、技術革新など経済的・機能的な要因に基づく経済的・機能的寿命です。

このように水道施設の耐用年数は、法的側面、物理的側面、経済的側面、機能的側面など、様々な角度から検討され、個々の施設の状態や環境に応じて総合的に判断されるものと考えております。

次に、2点目の令和5年度決算における6,481万3,000円の純利益があり、資本的収支が2億9,409万1,000円の赤字となっておりますが、その原因について問うとの御質問であります。

令和6年9月定例議会において御説明したとおり、令和5年度の水道事業経営の結果、6,481万3,393円の純利益となり、資本的収支では収入額が支出額に不足する額が2億9,409万909円となったものです。この不足額は、前年度未発行企業債、減債積立金、建設改良積立金、当年度損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。なお、令和5年度水道事業会計決算書は、同議会において承認をいただいております。

以上で、兵頭稔議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○5番（兵頭 稔君）

今は耐用年数ということで、以前耐用年数と言われたら償却年数ですかと聞いて聞かれたんですが、耐用年数と耐久年数は違うと思うんです。

京都府が、昭和34年の水道管をまだ替えていないというのは、耐久年数がやっと来たということで、交換する時期が来たので交換しようかなと思ったら裂けたということなんですよ。だから、鬼北町は耐久年数というのは、あるか、ないか教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、今ほどの質問にお答えしたいと思います。

基本的に、まず先に、前回の6年5月の定例議会で、水道管について、質問では30年程度で交換と書いてありますけども、答弁を読み返してみますと、40年程度で交換という答えをしておりました。

それは訂正であります。基本的に先ほどの質問の耐用年数じゃなくて、耐久年数ですから、耐久年数については管種、管の種類、その設置場所等に応じて様々違うとは思いますが、現在取替えを計画しております、例えば配水管であれば、下鍵山地区、生田地区については、40年以上を経過しており、材質が塩ビ管という管種でありますため、もうそろそろ替えておかなければ京都市のような事態が発生する可能性もありますので、耐久年数的にももう迫っておると判断の基に替えております。それ以外のところについては铸铁管、ダクタイル铸铁管でありますけども、当方のほうは、これについては正直なところ、現状で一番古いのが四十五、六年たっておるものがありますけど、まだまだ耐久年数的には問題ないという観点でおります。

ただ、来るべき、いつ来るかは分かりませんが、南海トラフ地震に備えてやれることは順次やっていきたいという観点から、計画的には取替えは考えておるところであります。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

前年度、日吉地区の水道管を交換する工事を私見に行ったんですが、課長は見に行かれましたか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

何回かは現場のほうを見させてもらいました。

○5番（兵頭 稔君）

そのときに、古い水道管は、この管は替えないかなと思いましたか、それとも、まだ何年かもつなと思いましたか、どちらですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

現状見てみますと、まだ漏水は、小さい漏水はあるのかもしれませんが、大きい漏水は起こっておりません。しかし、日吉地区の分については、45年から46年たっておる分でありますので、ほかの自治体の事例から見て、大体50年近くになると事故率が1段階アップするというような状況がありますので、現時点で取り替えていかなければ、住民の方に迷惑をかけるという考えの基に取替えを実施するものであります。

○5番（兵頭 稔君）

私も古い管を見せていただきました。ほとんどつけたときとあまり変わりませんでした。あと10年ぐらいは十分もつんじゃないかなと思います。新しい管をつけたのを見たんですが、この管は幾らもつんですか、何年もつんですかと聞いたら、業者に言わせたら、100年もちますということなんです。そんなやつを30年や40年で交換するというのはどうかと思いますが。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の一般質問の本質といいますか、根拠について御質問されたわけで、今の埋設物についている部分もつと思うか、もたんとするかというふうな意味合いのことなんでしょうか。

反問権です。よろしく願いいたします。

○5番（兵頭 稔君）

何でこんな質問をするかといいますと、京都府は、これも昭和34年ですから60年たつとるんです。鬼北町は交通量も少ないし、京都府みたいなことはないんで、京都府なんかは交通量が半端じゃないんで、もっと早く傷むと思うんです。それを60年こうやって置いとるのに、鬼北町は平成に入って交換しとるのに、平成に入ってきて交換したやつを早く令和に入って交換すると。水道料金がよそと比べたら高いので、その辺がちょっと問題があるかなと思って、私質問を入れています。

○町長（兵頭誠亀君）

業者さんが100年もつと言われる部分ですね。100年を業者さんが見たことがあるのかどうか。やっぱりそれぞれの設備というものは、今まで以上に大変精度がよくなっておくことは間違いありませんけども、町とすれば、やはりそれぞれの基準と、国の基準というものをしっかり守っていくということが、一つの根拠になると思うんですよ。

だから、議員さんが言われる目視で十分30年前と変わらないがと言われても、実際には経年劣化しとるかもしれない。ですから、この席ですね、見た目は全然変わらないがということで、根拠というものと、それをすり合わせるのはいかがなものかと私は思うわけであります。

ただ、議員さんが言われる見た目としてですね、それだけの丈夫なものであれば、これから先、業者さんにその確認というものは、作業としてすることは差し支えないと思いますので、それは御意見として承っておきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問3、（2）について再質問。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど資本的収支が2億9,400万の赤字になっていますということで質問したんですが、その原因なんですけど、収入のほうの前払い、どれやったかな。長期前受金払戻し額が収入で、減価償却が支出になるんで、その分の差額が大体赤字に、収支的赤字になるのは分かるんですが、前払い、長期前受金も現金ではなしで、減価償却も現金じゃないということなんで、この資本的収支が赤字になるというのを一番先に町民に分かるように、水道料金は赤字ですよというやり方というのは、ちょっと私、気に入らないんですが、その辺、純利益はこれだけあるのに、赤字ばかり多いような感じで、実際にお金が動いていないのに赤字ですよという考え方を何とか考えてほしいんですが、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道料金の確定をするときの旧の広見町、日吉村もそうなんですけども、それぞれ

の長期的な、水道については公営企業会計ですので、30年先を見直した、起債についても普通の分は10年、15年なんですけども、水道については、後年度負担というか、各世代において負担しようということで、起債の償還も30年から、長いものは40年かな。40年分があるという、本当に特異的な部分があります。その部分も含めると、長期的な部分で赤字ですということを申し上げるよりも、水道料金のほうでしっかりとお示しをしていくというのが、旧の広見町のやり方で、その当時高いと言われましたけども、現在の水道料金、前は県内2番手でありましたけれども、現在この高騰物価で各市町とも水道料金を上げてきております。うちのほうは今のところはまだ上げる予定はございません。そこら辺りも中長期的なところで、鬼北町のほうとしては、真面目にやっておるといふふうに私は思っておりますけども、そこは議員さんとの見解の違いということだと思いますが、よろしく願いいたします。

○5番（兵頭 稔君）

平成15年に料金を決めたときに何を基本に決めたかと、私の想像なんですけど、要するに、40億の借金があって、その借金を払うのに利息が1億1,000万ありますと。それを払うのに収入はこれだけなかったら払えませんということで、毎年2億幾らかの返済と、それから1億1,000万の金利を払うのに今の料金を決めたんです。実際、今は2億幾らかの支払いと金利を3,000万しか払っていません。その差の8,000万近くのお金は残るはずなんですけど、それが残らないというのは、やっぱり30年ぐらいで工事をするから、その分のまた減価償却が増えるということで、減価償却というか、前払い受戻金というのは、要するに、国の補助の耐用年数で収入見込みということで入るので、その辺が全然理解されていないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今ほどの御質問でございますけども、まず先ほど来、平成15年によって終わったと言われますけど、平成15年の段階で1つの区切りはついておるわけですけど、それは地区ごとによって完了年度というのは全部ずれておりますので、平成15年に終わったやつは、まだ40年たたんうちにやり変えるということではなくて、地区ごとに40年を経過して老朽化になった段階で、地区ごとに更新をしていっとるということでもあります。

現在やっているのは、電気設備でありますので、設置後20年を経過したものを順

次直して行って、令和6年度で一旦それも修繕、取替えが終了したということになっておりますけども、そういった形のものでありますので、順次何といたしますか、平成15年を基準で、そこからスタートしてというものではありません。そこは間違えていただかないでほしいと思っております。

○5番（兵頭 稔君）

すみません。質問の趣旨がちょっと違うんですけど、いや要するに、平成15年に水道料金を決めたという話をしよるんですよ。水道管を変える話はもうしていないんですよ。だから、平成15年にそういう水道料金を決めた分について、現在も今の水道料金じゃというのを、何で水道料金が全然変わらないのかというのを水道法に基づいてないから聞きよるだけの話なんで、水道工事の水道の管を変える問題については、町が、要するに、きれいな水を提供したいから変えたいんでという話なので、それとこれとは別なんですよ。

○議長（芝 照雄君）

質問ですか。

○5番（兵頭 稔君）

もういいです。

○議長（芝 照雄君）

いいです。それでは、以上で兵頭議員の一般質問を終わりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

続きまして、日程第7、議案第29号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第29号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律に準じて、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第29号、鬼北町条例第14号、鬼北町特別職の職員で非常勤のも

の報酬に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書 2 ページをお開きください。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人などの報酬額が引き上げられることに伴い、これに準じて条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、別表第 1、第 2 条関係におきまして、投票管理者から開票・選挙立会人までの報酬額を下段の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額に定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

今、説明ありました定める額というのは幾らなんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

額でございますが、投票管理者につきましては、現行で1万2,800円のものが、1万4,500円。それから期日前投票所の投票管理者、現行1万1,300円が1万2,800円。それから選挙長・開票管理者、現行1万800円のものが1万2,200円。それから投票立会人、現行1万900円のものが1万2,400円。期日前投票所の投票立会人、現行9,600円が1万900円。開票選挙立会人、現行8,900円が1万100円に改正されるものでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

松浦議員、よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第29号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第30号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町ジビエ一時保管施設を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長(奥藤幸利君)

それでは、議案第30号、鬼北町条例第15号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

改正理由につきましては、令和6年度に沢松に建築いたしました、鬼北町ジビエ一時保管施設が完成したことにより、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、別紙資料新旧対照表で、主な改正点について御説明いた

しますので御覧ください。

左が現行の条例、右が改正案で、下線の部分が改正部分であります。

第2条の表に、名称、鬼北町ジビエ一時保管施設。1、鬼北町大字沢松499番地1を追加し、第4条以降を1条ずつ繰り下げ、第4条に、鬼北町ジビエ一時保管施設の業務である有害鳥獣の受入れ等を追加し、第5条の施設を鬼北町ジビエペットフード加工処理施設及び鬼北町ジビエ一時保管施設に改正するものです。

議案書4ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（井上 博君）

この施設を沢松に置いたのは何ゆえか、ちょっと説明をしていただきたいです。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が説明いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

この施設につきましては、ペットフードに処理加工するためのイノシシ、鹿肉をこの中で冷凍するような形で一時保管するような施設として設置しております。ペットフードの原料となるイノシシ、鹿につきましては、捕獲後、止め刺し後、2時間以内に冷凍が必要ですので、沢松、好藤のほうで捕獲した鳥獣を延川の加工処理施設まで運搬する際に2時間を超えてしまうということもあります。

そして、宇和島市、三間町のほうもこの施設を使うこととなります。その関係で、町内の一時保管施設の設置につきまして検討した結果、沢松に設置したものでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

ほんなら保管はしておくが、次に加工する場合にですね、加工場へ持っていかなきゃいけないわけですね。それなら私から思うと、加工場が三島でもしやるのであればですよ。そこへ保管場所をつくったほうがベターじゃないですか。結局町民の方とい

うか、そのの現地の人も言うけど、町営住宅の跡が空いているからですね。そこへポツンと何か建ててですね。何を考えとるんやろうかという意見がたくさんありましたが、だから私から言うたら、そういう三島のほうへやっぱり集中して加工場、保管所を設けるのがベターじゃないかと。ただ、そこがちょっとおかしいんじゃないかなと大半の人が言っておりましたので、ちょっと意向を聞いたかったということですね。空き地があるから、そこへ建てたらええというもんじゃないと思いますよ。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

議員言われましたように、延川のほうにもペットフードの保管施設がございます。そこに近い方につきましては、延川のほうに直接搬入をしていただきます。やはり距離的な問題、運搬の時間がかかる場所につきましては、沢松の施設を使っていたきたいということで、最初の施設の構想でここに設置をさせていただきました。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第31号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第31号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

登録ヘルパー派遣事業所の設置及び管理運営に関する事務の廃止並びに消防施設等の建設費及び管理運営費に係る分賦金割合を新たに定め、これらに伴う所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

変更する規約の内容についての詳細につきましては、企画振興課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、議案第31号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明をいたしますので、議案書5ページをお開きください。

広域事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定め、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから提案をするものであります。

今回の提案内容につきましては、登録ヘルパー派遣事業所の廃止に伴い、登録ヘルパー派遣事業所の設置及び管理運営に関する事務を廃止したことによる共同処理する事務の変更及び規約について、所要の改正を行うもののほか、消防施設等の建て替え等に伴う建設費及び当該施設の管理運営費に係る分賦金割合を新たに定めることとして規約を改正するものであります。

規約の改正内容につきましては、別途お配りをしております、新旧対照表により御説明をいたします。

左の現行欄に挙げる規定を、右の改正後案の欄に挙げる規定に下線で示すように改正をするものです。

改正内容につきましては、現行の共同処理する事務のうち、第3条中第17号から第20号、また第3条の2を改正後案の下線で示すとおり改めるものです。

次に、別表第2項中第9号から第11号までを、改正後案のとおり改めるほか、新

たに同項第19号として、消防施設等に係る分賦金割合表を追加し、別表中第3項を削り、第4項を第3項に改めるものです。

議案書7ページをお開きください。

附則につきまして、この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第32号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第32号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

GIGAスクール用端末整備のため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

1、財産の種類 G I G Aスクール用端末。

2、備品内容 学習者用コンピュータ、546台。

3、取得金額 2,882万8,800円。

4、契約の方法 随意契約。

5、契約の相手方 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15。四国通建株式会社
代表取締役、高木康弘であります。

なお、詳細につきましては、事前にお配りしております資料を御覧ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

G I G Aスクール用端末ということですが、今小・中学校に配布しているパソコン
に関して、そこにソフトウェアを投入することで、ここの取得金額というのを下げる
ことというのは検討なされなかったのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

ただいまの現在の端末にソフトウェアを乗り換えることで対応できなかったのかと
いう御質問に対してなんですけれども、現在、令和2年度に購入しました端末は、令
和6年に定められました文部科学省の学習者用コンピュータ最低スペック基準を満た
していないことから、今回、ハードウェアを更新することにしたものでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第33号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第33号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、当初予算が、いわゆる骨格予算であったことから、肉づけ予算として事業の必要性、事業内容、事業費等を精査し、所要の額を計上するものであります。

歳出の主なものといたしましては、ガバメントクラウド移行に係る経費、森の三角ぼうし改修に係る設計及び土地購入経費などを計上したほか、必要とする各種補助金、物件費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う諸収入、町債のほか、繰入金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ8億150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億2,110万円とするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。

したがって、質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（中山定則君）

町長の施政方針のところから質問をさせていただきます。

4ページの5行目になりますか。道の駅広見森の三角ぼうしの大規模改修の準備を進めるということで、今回補正予算に5,000万、設計委託料として5,236万円計上されておりますが、この森の三角ぼうしの改修について、老朽化した、建ってから年数がたったからということで、公共施設等総合管理計画に基づく改修、あるいは中期行財政計画には盛り込まれているから当然改修するという、この改修の必要性、現在の売場を拡張するのか、改修の大枠について説明をお願いします。

それと、15ページなんですけど、中頃で、今年度から鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会を開催し、鬼北町内小・中学校の適正規模・適正配置について検討を行いますとなっております。施政方針されましたが、7年度、前の一般質問のときにお聞きした、7年度である程度方向性を決める。今年度から会議次第、この委員会次第では、年度をまたいで検討するのかということと、もう既にアンケートを実施されて1回の委員会を開かれたのかどうか、その辺について質問をいたします。今年度からとなっていたので、ちょっと質問させていただきました。

最後に、16ページの4行目の誰でも気軽に取り組めるニュースポーツの推進とあるんですけど、そういうニュースポーツについて、スポーツの日ですか、今、体育の日ではなくて、スポーツの日等でどういうふうな推進の仕方をするのか、どういう競技をどういうふうな形で推進していくのかについて質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

1点目の質問につきましては農林課長が、2点目、3点目につきましては、教育課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

森の三角ぼうしの関係でございますが、議員言われましたように、中期行財政計画に早くから計画をしており、道の駅広見森の三角ぼうしにつきましては、平成10年1月16日に供用が開始され、今回の改修工事中に30年を経過することになります。

確かにトイレ等、施設の老朽化、これまで改修を行ってきましたが、基本的な部分の改修はやはりできておりませんので、そういった老朽化の対策、また、この30年で利用者のニーズも大分変わってきていると考えております。そこら辺も皆さんの御意見を聞きながら、利用者の利便性を考えつつ、駐車場の不足の問題もごございます。そこら辺も十分に考慮しながら、今回の大規模改修に臨みたいと考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、学校適正規模・適正配置検討委員会に関する御質問に関してなんですけれども、今年度から検討を始めまして、他の自治体の事例によりますと、年度をまたぐこともあろうかと考えております。こちらに関しましては、議論の進捗状況によって変わるかと思っておりますので、また、年度を超えることもあり得ると現時点では考えております。

また、アンケートは実施を終えまして、教育委員会内で集計は終わっております。今回まだ第1回目の検討委員会のほうは実施いたしておりません。

続きまして、ニュースポーツの推進に関しましてですが、現在一般質問にもございましたとおり、モルック等を推進させていただいております。こちらのほう愛治地区のほうでまた積極的に推進をさせていただいております。また、公民館等を通じて推進してまいりますのと、スポーツ推進委員を通しまして、ニュースポーツの啓発として進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○8番（井上 博君）

私もちょっと三角ぼうしの改修の件で、ほかのこと、ちょっとその関連ですけど、みんなが言うんですが、営業日ですけどね。毎週月曜日に休むのは、何で休むんでしょうかと。そういう声を聞くんですが、ちょっとその件をお聞きしたいんですが。改修されるんですから、それだけのね、良くならんといかんよね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

道の駅の分として委託はしておりますけども、1週間の営業日の分については、会社のほうの方針だと思いますので、町のほうで月曜日に休んでくれといったことを申し上げたことはございません。

以上です。

○8番（井上 博君）

そうしたら、町のほうが言ったことがなければ、町のほうでやっぱり指導したほうがいいと思いますよ。道の駅は、愛媛県内大体29施設があると思いますが、同じ町内でも夢産地は無休、宇和島きさいやも無休、大体月に1回ぐらい休むところが29施設の中で3店ぐらいで、週に1回毎週休むところは29のうち3件、愛媛県で、その中に三角ぼうしが入るとるんやから、それが決していいことか悪いことかというたら、僕はもっと人的云々もあるかも分からないけど、それは交代でやればいいわけで、夢産地、きさいや、休みなしで営業しとるわけですから、そういうことを指導されたほうがいいと思います。どうせ改修するんであればですよ。その点だけ。

○町長（兵頭誠亀君）

井上議員がおっしゃられる意味は、十分私も理解し、また道の駅としての状況というもので、道の駅に存在しております店舗等が休みというものがあること自体について疑問を持たれている住民の方、または町外の方がいらっしゃるということは、多分そうじゃないかなということで理解しております。理解ができます。これから先ですね。建築に備えて、そこら辺りについても会社側とも協議をしてみたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○4番（今城喜久生君）

今に関連して、私もあそこの出品者の会長をしとったんですけども、あの当時からやっぱり月曜日の休みは不具合よねという話が出ていました。何でかといったら、日曜日の遅い時間にバスが入ってくるんですよね。もうその頃には、もう品物がなかなかないというような事態が結構ありました。それで、火曜日に休みにしてくれと、こ

ういう話も1回だけ出しましたんですけど、それなりに終わってしまいました。

今回こなして多分言ってもらえるのは、あそこは株式会社じゃなかったですかね。会社ですよ。ほんで、ここが資本家、何というか、株主ですよ。だから株主の権限もあるんじゃないかなと思いますし、そこら辺、鬼北町の財政改善からしても指導できる立場じゃないかなとは思いますが、御一考よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑。

○5番（兵頭 稔君）

同じ三角ぼうしの件なんですけど、この設計委託料5,236万円、この金額を大体物を建てる時の設計料というのは、10%から20%の範囲内で設計料を払うということになっていますが。

○議長（芝 照雄君）

もうこの後、予算委員会に付託するので、詳しいことはそちらのほうでやってください。

○5番（兵頭 稔君）

はい、分かりました。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

ほかになければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第33号は、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）については、予算常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第33号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）につきましては、予算常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第12、同意第6号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、同意第6号、鬼北町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町農業委員会委員に欠員が生じたので、後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命したい委員は、住所、鬼北町大字川上1240番地。氏名、松浦栄。生年月日、昭和26年4月6日であります。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから同意第6号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

松浦栄君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、松浦栄君に同意することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日から16日までの11日間休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日から16日までの11日間は休会することに決定いたしました。

なお、6月17日は定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について、予算常任委員会委員長から、議長宛てに通知がありましたのでお知らせします。

予算常任委員会は、6月10日午前9時から議場で開催されます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（山本博士君）

起立願います。

礼。

（午後 3時59分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）